

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業
(建築・改修等) 要求水準書 (案)

令和7年4月

倉敷市教育委員会

目次

第1 総則

1 施設整備の基本的な考え方.....	1
(1)整備方針と整備内容.....	1
2 事業の範囲	2
(1)事前調査業務	2
(2)設計業務	2
(3)解体撤去に関する業務.....	2
(4)建設業務	2
(5)工事監理業務	3
(6)その他事業実施に必要な業務.....	3
(7)対象外とする業務.....	3
3 事業期間及び事業スケジュール.....	3
4 遵守すべき法令等	4
(1)法令等（施行令及び施行規則等を含む。）	4
(2)条例等（施行規則等含む。）	6
(3)参照すべき基準.....	7
(4)その他	9
5 要求水準書の変更	9
(1)要求水準書の変更の手続.....	9
(2)要求水準の変更に伴う契約変更.....	9
第2 本事業における整備対象施設等	10
1 事業用地の概要	10
2 既存施設の状況	12
3 対象施設と整備内容.....	12
第3 新自然史博物館等の整備に関する要求水準.....	13
1 新自然史博物館棟（新棟）の新設.....	13
2 ライフパーク倉敷（既存棟）の改修.....	14
3 屋外空間等再整備	14

第4 事前調査業務に関する要求水準	16
1 基本的事項	16
2 測量調査	16
3 地質調査	16
4 電波障害調査	16
5 周辺家屋調査	16
6 アスベスト含有材等使用状況調査	16
7 PCB含有材使用状況調査	17
8 土壌汚染調査	17
9 その他事業者が必要とする調査	17
第5 設計業務に関する要求水準	18
1 基本的事項	18
2 新自然史博物館等の基本設計及び実施設計	18
3 設計段階における各種申請手続	18
4 その他関連事項	19
5 業務の報告及び設計図書等の提出	19
第6 解体撤去業務に関する要求水準	20
1 解体撤去対象	20
2 基本的事項	20
3 業務の報告及び図書等の提出	21
第7 建設業務に関する要求水準	22
1 新自然史博物館等の建設工事	22
2 施工管理	22
3 安全対策	23
4 廃棄物対策	23
5 保険の付保等	23
6 建設段階における各種申請手続	23
7 化学物質室内濃度調査	24
8 事業者による完成検査等	24

9 業務の報告及び計画書等の提出.....	24
10 本市による配置技術者の変更要求.....	25
11 各種点検、調査、見学会等への協力.....	25
12 設計変更等	25
13 検査等	26
14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	27
第8 工事監理業務に関する要求水準	28
1 基本的事項	28
2 業務の報告及び確認書類等の提出.....	28
第9 その他事業実施に必要な業務の要求水準.....	29
1 電波障害調査	29
2 周辺家屋調査	29
3 完成確認及び引渡し.....	29
4 近隣対策・対応	30
5 対象外業務との連絡調整業務.....	30
6 国庫補助金申請関係書類等の作成支援.....	30
7 契約不適合検査	31

別紙

別紙1 新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業 計画要領
別紙2 屋外空間等計画要領
別紙3 新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備 基本計画
別紙4 新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画 展示計画
別紙5 工事区分表

別添資料

別添資料 01	敷地位置図
別添資料 02	区域図
別添資料 03	緑地範囲図
別添資料 04	水道・下水道管路図
別添資料 05	ガス管図
別添資料 06	水島緑地福田公園地質調査報告書
別添資料 07	ライフパーク倉敷関連資料（既存図）
別添資料 08	自然史博物館関連資料（既存図）
別添資料 09	新自然史博物館計画案（参考）
別添資料 10	ライフパーク倉敷設計荷重図（1 階）
別添資料 11	執務並行条件
別添資料 12	備品リスト

※別添資料は市より別途配布する。配布を希望するものは、実施方針「第7の6 本事業に関する担当部署」まで連絡すること。

本書の位置付け

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業（建築・改修等）要求水準書（案）（以下「要求水準書」という。）は、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画・展示計画（令和6年12月）まえ、倉敷市教育委員会（以下「本市」という。）が、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業（以下「本事業」という。）において建築や改修、屋外空間整備等を実施するにあたり、実施方針（募集要項）とともに要求する機能や性能の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。要求水準は、本書及び別紙により規定し、別添資料は計画検討等の参考資料として取扱う。

本事業に応募する民間事業者（以下「事業者」という。）は、要求水準書において具体的仕様が示されたものについては、これを遵守し、具体的仕様が示されていないものについては、要求水準書を満たしたうえで、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うことができる。

1 施設整備の基本的な考え方

(1) 整備方針と整備内容

施設整備にあたっては次の別紙資料を参考とすること。

- ・別紙1「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領」
- ・別紙2「屋外空間等計画要領」
- ・別紙3「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備 基本計画」
- ・別紙4「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画 展示計画」
- ・別紙5「工事区分表」※

※本事業は、別に展示工事（設計・施工）事業者を選定し、展示工事（設計・施工）と同時進行することとしている。別紙5は建築工事、展示工事の二者間、あるいは本市を含めた三者間の協議・調整においての原則を示すものである。

2 事業の範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

(1)事前調査業務

- (ア)測量調査
- (イ)地質調査
- (ウ)電波障害調査
- (エ)周辺家屋調査
- (オ)アスベスト含有材等使用状況調査
- (カ)PCB含有材使用状況調査
- (キ)土壌汚染調査
- (ク)その他、事前に必要な調査業務

(2)設計業務

- (ア)新自然史博物館（新棟）の建設工事に係る基本設計・実施設計
- (イ)ライフパーク倉敷の改修工事に係る基本設計・実施設計
- (ウ)屋外空間の再整備工事に係る基本設計・実施設計
- (エ)建築基準法第48条許可、第55条許可手続き
- (オ)上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続一式
- (カ)新自然史博物館（新棟）に係るZEB認証手続（建築物省エネルギー表示制度（BELS）の申請手続）
- (キ)展示工事と建設工事の設計にかかる取合いの調整・協議

(3)解体撤去に関する業務

- (ア)ライフパーク倉敷敷地内駐輪場の解体撤去に係る工事
- (イ)新自然史博物館（新棟）の建設工事、ライフパーク倉敷の改修工事及び屋外空間の再整備工事に伴う解体撤去に係る工事
- (ウ)上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続

(4)建設業務

- (ア)新自然史博物館（新棟）の建設工事
- (イ)ライフパーク倉敷の改修工事
- (ウ)屋外空間の再整備工事
- (エ)上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続
- (オ)展示工事と建設工事との取合いの調整・協議

(5)工事監理業務

- (ア)新自然史博物館（新棟）の建設工事に係る工事監理
- (イ)ライフパーク倉敷の改修工事に係る監理業務
- (ウ)屋外空間の再整備工事に係る工事監理
- (エ)解体撤去工事に係る工事監理

(6)その他事業実施に必要な業務

- (ア)事後調査（周辺家屋調査等）
- (イ)近隣対応（地元説明会の開催、電波障害対策工事、周辺家屋補償等）
- (ウ)本市による対象外業務の実施に向けた連絡調整・助言業務（什器・備品、特殊機器等の発注、建物維持管理業務の発注など）
- (エ)国庫補助金申請関係書類等の作成支援
- (オ)新自然史博物館の展示工事（別途発注）との調整業務
- (カ)その他、（１）から（５）までの業務を実施する上で、必要な関連業務

(7)対象外とする業務

- (ア)什器・備品・特定機器等の購入・取付（本書内で指定のあるものは本事業の範囲とする）
- (イ)既存自然史博物館等から新自然史博物館への引越業務
- (ウ)新自然史博物館の展示工事（調整業務を除く）に係る基本設計・実施設計、建設工事、工事監理

3 事業期間及び事業スケジュール

事業期間は、原則として、事業契約の締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、提案により短縮することができる。

本事業のスケジュールは、以下に示す条件を遵守することを条件として、事業者による創意工夫を発揮した提案を可能とする。

日程（予定）	内容
令和8年1月	仮事業契約締結
令和8年2月まで	事業契約締結
令和11年3月31日まで	竣工・引渡し、事業契約終了

4 遵守すべき法令等

(1)法令等（施行令及び施行規則等を含む。）

本事業を行うにあたり、遵守すべき法令等（政令及び省令等を含む。）は次に示すとおりである。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

なお、事業実施にあたり、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）
- 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
- 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省省令 61 号）
- 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
- 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）

- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和 5 年 5 月 26 日施行）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- ・ その他関連する法令等

(2) 条例等（施行規則等含む。）

本事業を行うにあたり、遵守すべき条例等（規則等を含む。）は次に示すとおりである。

- ・ 建築物等の制限に関する条例（昭和 26 年岡山県条例第 10 号）
- ・ 岡山県建築基準法施行細則（昭和 48 年岡山県規則第 66 号）
- ・ 岡山県防災対策基本条例（平成 20 年岡山県条例第 6 号）
- ・ 岡山県福祉のまちづくり条例（平成 12 年岡山県条例第 1 号）
- ・ 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成 18 年岡山県条例第 64 号）
- ・ 岡山県環境基本条例（平成 8 年岡山県条例第 30 号）
- ・ 岡山県自然保護条例（昭和 46 年岡山県条例第 63 号）
- ・ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号）
- ・ 岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 74 号）
- ・ 倉敷市建築基準法施行細則（昭和 45 年倉敷市規則第 40 号）
- ・ 倉敷市中高層建築物等の建築に関する指導要綱（平成 12 年倉敷市告示第 79 号）
- ・ 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例（令和 3 年倉敷市条例第 5 号）
- ・ 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行規則（令和 3 年倉敷市規則第 14 号）

- 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成9年倉敷市条例第24号）
- 都市計画法施行細則（昭和62年倉敷市規則第26号）
- 倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例（平成13年倉敷市条例第44号）
- 倉敷市都市景観条例（平成21年倉敷市条例第40号）
- 倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）
- 倉敷市火災予防条例（昭和48年倉敷市条例第68号）
- 倉敷市水道法施行細則（平成13年倉敷市規則第37号）
- 倉敷市水道条例（昭和43年倉敷市条例第72号）
- 倉敷市下水道条例（昭和43年倉敷市条例第28号）
- 倉敷市安全・安心まちづくり推進条例（平成15年倉敷市条例第58号）
- 倉敷市環境基本条例（平成11年倉敷市条例第34号）
- 倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号）
- 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）
- 倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針（令和4年4月）
- 倉敷市立自然史博物館条例（昭和58年9月22日）
- 倉敷市立ライフパーク倉敷条例（平成5年3月25日）
- 倉敷市民学習センター条例（平成5年3月25日）
- 倉敷教育センター条例（平成5年3月25日）
- 倉敷科学センター条例（平成5年3月25日）
- 倉敷埋蔵文化財センター条例（平成5年3月25日）

(3)参照すべき基準

本事業の実施にあたっては、次の基準等を参考に計画すること。なお、参照する基準等は、すべて提案時点での最新版とすること。

- 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- 官庁施設の環境保全基準（国土交通省）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）
- 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省）

- 建築設計基準、同資料（国土交通省）
- 建築構造設計基準、同資料（国土交通省）
- 構内舗装・排水設計基準、同資料（国土交通省）
- 建築設備計画基準（国土交通省）
- 建築設備設計基準（国土交通省）
- 建築設備耐震設計・施工指針（国立研究開発法人建築研究所）
- 建築設備設計計算書作成の手引き（一般社団法人公共建築協会）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- 公共建築工事積算基準（国土交通省）
- 公共建築数量積算基準（国土交通省）
- 公共建築設備数量積算基準（国土交通省）
- 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 建築保全業務共通仕様書（国土交通省）
- 建築保全業務積算基準（国土交通省）

- 建築物修繕措置判定手法（一般財団法人建築保全センター）
- 建築設備の維持保全と劣化診断（一般財団法人建築保全センター）
- 管理者のための建築物保全の手引き（一般財団法人建築保全センター）
- 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（国土交通省）
- 営繕工事写真撮影要領(国土交通省)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説(国土交通省)
- 博物館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省)
- 倉敷市立地適正化計画に基づく届出制度（令和3年3月）
- その他関連する基準等

(4)その他

本事業を行うにあたり、遵守すべき法令等は、（１）及び（２）に関するすべての関連施行令、規則及び基準等についても含むものとする。また、必要とされるその他の関係法令及び市条例等についても遵守すること。

5 要求水準書の変更

本市は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。次に、要求水準書の変更に対する手順を示すとともに、これに伴う事業者の対応を規定する。

(1)要求水準書の変更の手続

本市は、事業期間中に次の理由により要求水準書の変更を行うことができ、変更の手続については、事業契約書の規定に従い行うものとする。

- (ア)法令の変更等により業務内容を変更する必要性が生じたとき
- (イ)災害、事故等により特別な業務を行う必要性が生じたとき
- (ウ)その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2)要求水準の変更に伴う契約変更

本市と事業者は、要求水準書の変更に伴い、事業者が行うべき業務内容が変更された場合は、必要に応じ、要求水準書とともに、本事業に関わる対価等、事業契約書の変更を行う。詳細については、事業契約書で定める。

第2 本事業における整備対象施設等

1 事業用地の概要

事業用地の基本的な敷地条件については、次の表のとおり。詳細は各別添資料を参照するとともに、事業者においても適宜確認を行うものとする。

項目		内容	参照
所在地		倉敷市福田町古新田 940 番地ほか	【別添資料 01】 敷地位置図
敷地面積		53, 117. 32 m ²	【別添資料 02】 区域図
区域区分		市街化区域	—
用途地域		第 1 種低層住居専用地域 →用途（博物館）及び建物高さ規制許可は建築審査会を適用のこと	
指定建ぺい率		40%	—
指定容積率		80%	—
防火／準防火		指定なし	—
道路斜線制限		適用距離 20m、勾配 1. 25	—
隣地斜線制限		該当なし	—
北側斜線制限		立ち上がり GL+5m、勾配 1. 25	—
絶対高さ制限		10m	—
日影規制		4 時間-2. 5 時間 測定面 1. 5m	—
立地適正化計画		該当なし	—
景観計画区域		該当（地区の指定はなし）	—
倉敷市屋外広告物規制		第 1 種許可地域	—
宅地造成工事規制区域		該当なし	—
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		該当なし	—
緑化基準		事業用地面積に 1 から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条（同条第 3 項を除く。）の建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の 10 分の 2 の面積を確保	【別添資料 03】 緑地範囲図
総合浸水対策		2, 000 m ² 以上の開発行為等を行う場合、雨水排水計画について協議	—
駐車場・駐輪場附置義務		該当なし	—
道路	西側	路線名称 : 福田町古新田 61 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3. 6m	
	南側	路線名称 : 福田町古新田 79 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3. 7m	

	南側	路線名称 : 福田町古新田 121 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3.7m	
	東側	路線名称 : 福田町古新田 87 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3.9m	
	東側	路線名称 : 福田町古新田 82 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 2.4m	
上水道	上水道供給区域		【別添資料 04】 水道・下水道管路図 【別添資料 05】 ガス管図
下水道			
電気・ガス等			
地盤状況	事業者の調査による		【別添資料 06】 水島緑地福田公園地 質調査報告書 【別添資料 07】 ライフパーク倉敷関 連資料（既存図）
浸水想定高さ	想定最大規模降雨時、地盤面より 0.5m 未 満程度		
指定文化財	該当なし		—
山地災害危険地区	該当なし		

2 既存施設の状況

事業用地内に存する主な既存施設概要は次の表のとおり。詳細は各別添資料を参照すること。

項目	内容	参照
ライフパーク倉敷	用途 公会堂又は集会場・博物館、 その他 構造・規模 RC造2階一部3階 竣工年 平成5年	【別添資料 07】ライフ パーク倉敷関連資料 (既存図)
埋蔵文化財センター	用途 博物館 構造・規模 RC造平屋建 竣工年 平成5年	【別添資料 07】ライフ パーク倉敷関連資料 (既存図)
その他	自転車置場、屋外便所、天体観測室 等	【別添資料 07】ライフ パーク倉敷関連資料 (既存図)

3 対象施設と整備内容

本事業の対象施設（以下「新自然史博物館等」という。）に係る整備内容は次のとおり。

対象施設	区分	概要
新自然史博物館（新棟）	新設	新自然史博物館新設
ライフパーク倉敷 （既存棟）	改修	新自然史博物館新設に伴う既設建物の改修
駐輪場	解体	駐輪場建物及び新棟整備に向けて不要となる外構の解体
屋外空間	新設・改修・ 解体	渡り廊下新設、屋外広場新設、東側一般車 両用ロータリー・駐車場設置、北側大型バ ス用ロータリー新設、大型バス用駐車場拡 張、外構新設・改修、敷地内動線の見直 し、緑化、雨水流出抑制施設の設置等

第3 新自然史博物館等の整備に関する要求水準

本事業に関する要求水準は、次に示すとおりである。また、具体、詳細な要求水準は、別紙1「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領」、及び別紙2「屋外空間等計画要領」に基づくこと。

なお、要求水準書は最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持や保守管理運営コスト等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。

1 新自然史博物館棟（新棟）の新設

整備の概要は次に示すとおりであり、詳細は【別紙1】新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領を参照すること。

項目	内容
上限面積	延べ面積 2,470 m ² 程度 ※延べ面積とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第2条第1項第4号で定義されたものを言う。
下限面積	なし。ただし要求水準書で求められる各諸室面積、性能を満たすこと。
階数	地上2階
構造種別	提案による
構造安全性	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」における次の耐震安全性の分類以上 ・ 構造体：Ⅱ類 ・ 建築非構造部材：B類 ・ 建築設備：乙類 大規模空間の天井の崩落対策については、平成25年8月5日付け「天井脱落に係る一連の技術基準告示」（国土交通省平成25年告示第771号他）に基づき適切な計画を行うこと。

環境配慮	・ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による省エネルギー評価においてZEB Ready以上の施設性能を目指すこと。 ・ 太陽光発電設備の設置
------	---

2 ライフパーク倉敷（既存棟）の改修

整備の概要は次に示すとおりであり、詳細は【別紙1】新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領を参照すること。

項目	内容
改修対象建物	ライフパーク倉敷 1階
改修対象室	図書室、軽トレーニング室、シャワー更衣室、乳児コーナー、団体連絡室、アトリウム
改修後整備室	特別展示室、物置、エントランス、風除室、工作室、講義室、学習コーナー、事務室、会議室、館長室、更衣室、図書コーナー
構造安全性	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」における次の耐震安全性の分類以上 ・ 建築非構造部材：B類 ・ 建築設備：乙類

3 屋外空間等再整備

整備概要は次に示すとおりであり、詳細は【別紙2】屋外空間等再整備計画要領を参照すること。

項目	内容
屋外広場の設置	・ ライフパーク倉敷、新自然史博物館及び埋蔵文化財センターを含めた建物境界部に、日常的な憩いの空間となる屋外広場を設置すること。
駐車場設置	・ 車椅子利用者用駐車施設を、4台分以上設置すること。

	・ 現有のバス駐車場に、大型バス3台分の駐車場所を拡幅整備すること。
駐輪場解体	・ ライフパーク倉敷北側の駐輪場を、解体すること。
敷地内動線の見直し	・ 敷地内駐車場等から新自然史博物館、ライフパーク倉敷、埋蔵文化財センターまでの円滑なアプローチ動線を確保し、視覚誘導ブロックや適切なサインを設置すること。
既存施設の保全	・ 既存の水路は現位置で保全すること。 ・ 国旗掲揚台の移設を行うこと。
緑化	・ 新自然史博物館及び屋外空間整備に当たり、現況植栽の保全に努めること。 ・ 敷地境界沿い等の緑化が不足する部分は、植樹を行うこと。
雨水貯留施設	・ 各種条例等に基づき、雨水流出抑制施設を整備すること。
屋外照明設備	・ 屋外照明設備を設置すること。
屋外給排水設備	・ 屋外給排水設備を設置すること。
その他	・ 上記に関連して、必要となる外構整備を適宜実施すること。 ・ 施設案内のためのサイン（館名板、案内用掲示板、サインポールを含む）を適宜設置すること。

第4 事前調査業務に関する要求水準

1 基本的事項

事業者は、事前調査業務の実施前に、事前調査業務の工程表その他の必要な書類を提出し本市の確認を受けること。また、調査の実施後、調査の内容を取りまとめた調査報告書を本市に提出すること。

2 測量調査

本事業において、測量調査が必要となる場合は、事業者が適切に実施すること。新自然史博物館（新棟）立地場所付近の既設建物位置、水路位置、外構位置、地盤レベル等の測量を行うこと。

3 地質調査

現有建物建設時の地質資料は、【別添資料 07】ライフパーク倉敷関連資料（既存図）に示す。新自然史博物館（新棟）立地場所付近で地盤調査を実施すること。

4 電波障害調査

- (1) 本事業に必要な電波障害調査を適切に実施すること。
- (2) 事業者は電波障害が生じないよう配慮した施設計画を行うこと。そのうえで、万が一、電波障害対策が必要となった場合は、本市と協議すること。

5 周辺家屋調査

工事着手前の必要な時期に、周辺家屋の調査を適切に実施し、調査の結果に基づく対策を講じること。

6 アスベスト含有材等使用状況調査

解体撤去工事及び改修工事に先立ち、解体撤去部分を対象とするアスベスト含有材等使用状況調査を必要な時期に適切に実施し、その結果を本市に報告すること。なお、当該調査は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係わ

るクロスチェック事業)」により認定されるA又はBランクの認定分析技術者によって行わせること。

7 PCB含有材使用状況調査

解体撤去工事及び改修工事に先立ち、解体撤去部分を対象とするPCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について必要な時期に適切に調査を実施し、その結果を本市に報告すること。

8 土壤汚染調査

新自然史博物館（新棟）新設工事、屋外空間新設・改修・解体工事に先立ち、現況ライフパーク倉敷・埋蔵文化財センター敷地を対象として土壤汚染調査を必要な時期に適切に実施し、その結果を本市に報告すること。土壤汚染調査は土壤汚染調査技術管理者の資格を有するものに行わせること。また、土壤汚染対策法第4条第1項の届出に対する支援（資料作成等）を行うこと。調査命令がなされた場合は、別途、本市が費用負担し、事業者には調査報告書の作成を依頼する予定である。

9 その他事業者が必要とする調査

上記調査等に限らず、本事業を実施することにより周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、事業者は自らの責任及び費用において、法令を遵守のうえ、必要に応じて適切に、周辺地域に及ぼす影響についての調査、分析及び検討すること。

1 基本的事項

- (1) 事業者は、事業契約締結後、速やかに、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業計画書を作成し、本市による承認を受けること。
- (2) 承認後の事業計画書に基づき「第1 3 (2) 設計業務」に規定する範囲の設計業務を行い、設計業務完了後に本市による承認を受けること。
- (3) 設計企業は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条第2項に規定する一級建築士である管理技術者を定め、その者の氏名、経歴、有する資格等について本市へ届けを行い、業務を管理させること。

2 新自然史博物館等の基本設計及び実施設計

- (1) 基本設計及び実施設計は、第3の新自然史博物館等の整備に関する要求水準に基づき行うとともに提案書を参考に行うこと。
- (2) 事業者は設計にあたり、別途契約する展示工事を行う事業者との協議・調整を緊密に行うこと。
- (3) 本市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は設計に当たり、定期的に本市と協議を行うこと。

3 設計段階における各種申請手続

- (1) 建築基準法に基づく計画通知ほか建築審査会、各種申請等、設計段階における関係官公署等への手続等は、遅滞なく行うこと。
- (2) 建築基準法に基づく計画通知を行う際は、申請前に本市に事前説明のうえ確認を受け、確認済証取得時には、本市にその旨の報告を行うこと。
- (3) (1)に係る申請料、手数料、負担金等（許認可及び各種申請等の行政手続に係る申請料や手数料、上下水道・ガス・電力等のインフラ系に要する負担金を想定）は事業費に含むものとする。
- (4) 新棟については、Z E B R e a d y以上の施設性能を目指すこと。

4 その他関連事項

- (1) 設計業務は、本市の担当者との十分な打合せにより実施するものとし、打合せの結果については、記録等により本市へ報告すること。
- (2) 事業者は、要求される性能等が確実に設計に反映されるよう、スケジュール管理を適切に行うこと。
- (3) その他、事業の実施において必要な説明資料等の作成を行うこと。

5 業務の報告及び設計図書等の提出

- (1) 事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を本市へ提出し、本市が提示した事業スケジュール等に適合していることの承認を受けること。
- (2) 事業者は、設計の打合せ時に必要な資料等を本市へ提示し、要求される性能等が反映されていることの承認を受けること。
- (3) 事業者は、基本設計の完了時に基本設計図書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの承認を受けること。
- (4) 事業者は、実施設計の完了時に実施設計図書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの承認を受けること。
- (5) 事業者は、設計の状況について、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。

1 解体撤去対象

解体撤去対象となる施設は次のとおり。

- (1) 事業者は、ライフパーク倉敷の再整備にあたり、駐輪場を解体撤去すること。
- (2) その他、新自然史博物館の新設に関連する外構及び屋外空間整備に関する必要な範囲を解体撤去すること。

2 基本的事項

- (1) 現場代理人は常駐で配置し、建設業法第 26 条第 2 項に基づく監理技術者は専任で配置することとし、着工前にその者の氏名、経歴、有する資格等について本市に通知すること。
- (2) 事業者は、解体撤去工事にあたり、必要とされる事前調査があれば適切に実施すること。
- (3) 想定外の状況に対する計画の変更については、事業者と本市が協議を行い、対応策や本市と事業者の費用負担等を決定のうえ、本市の承認を得て進めるものとする。
- (4) アスベスト含有材等使用状況調査の結果、アスベストの使用が認められた場合、処理方法についてあらかじめ本市と協議を行い、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、事業者において適切に処理を行うこと。なお、飛散性アスベスト含有材の処理費用については、合理的な範囲で本市が負担するものとする。
- (5) 事前調査の結果、PCB 安定器が確認された場合、本市が指定する方法により、照明器具より取り外した安定器の保管を行い、本市に引渡すこと。PCB を使用していないことが確認された安定器については、本市の承認を得た後、事業者の責任で適正に処分すること。
- (6) 解体撤去工事の施工は、周辺地域へ十分配慮するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置のうえ、実施すること。

3 業務の報告及び図書等の提出

- (1) 事業者は、解体撤去工事の着手前に、工程表及び施工計画書を本市へ提出し、本市が提示した事業スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること等の承認を受けること。
- (2) 事業者は、解体撤去工事の期間中、各種協議の記録や工事状況の写真等、本市へ定期的に提出し、承認を受けること。
- (3) 事業者は、解体撤去工事の完了時に完成図書を本市に提出し、本市の承認を受けること。完成図書の内容は、事前に本市へ確認すること。

第7 建設業務に関する要求水準

実施設計に基づき、次の事項に留意し施工を行うこと。

1 新自然史博物館等の建設工事

対象工事は第3の1、2、3を参照すること。

2 施工管理

- (1) 事業者は、工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、本市に提出して承認を得ること。
- (2) 事業者は、工程について、事業スケジュールに適合し、かつ無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能等が確実に確保されるよう管理すること。
- (3) 現場代理人は常駐で配置し、建設業法第26条第2項に基づく監理技術者は専任で配置することとし、着工前にその者の氏名、経歴、有する資格等について本市へ届け出ること。
- (4) 関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、工程表及び施工計画書等に従って工事を実施すること。
- (5) 工事時間帯は8時半～17時までを基本とする（土日、祝日作業の制限は原則無しとするが、ライフパーク倉敷のイベント行事や工事内容によっては規制を行うことがある）。ただし朝及び夕方の渋滞が想定されるため、資材搬入等に関しては、上記時間帯以外も可とする。具体的な工事可能時間帯については、本市の担当者と協議の上、決定する。
- (6) 騒音・振動が生じる工事を実施する場合は、本市と協議の上、承諾を得ること。
- (7) ライフパーク倉敷と関連する工事やインフラ接続等については、本市の担当者と日程等を協議の上、実施すること。
- (8) 仮設事務所等の工事仮設電力や仮設給水等の引込みについては、事業者の責任及び費用により実施すること。なお、仮設便所等の排水に関しては本市を含めた関係機関との協議が必要である。
- (9) 敷地北西角部の西側道路から北側道路に抜ける敷地内通路は、近隣住民の生活道路となっているため、工事期間中も近隣住民が車両通行できるように配慮すること。

(10) 敷地東側の来館者用駐車場は、工事期間中も 360 台程度確保すること。なお敷地南東側の土舗装部は、来館者用仮設駐車場や工事職員用駐車場として利用可能とする。

(11) 既存大型バス駐車場は、工事期間中もできるだけ使用できるように配慮すること。

3 安全対策

- (1) 工事中における来館者及び近隣に対して、万全の安全対策を行うこと。
- (2) 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう、万全の対策を講じること。
- (3) 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況把握や、道路管理者等と打合せを行い、運行速度、適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等に十分に配慮すること。
- (4) 工事車両通行道路には、工事標識、交通誘導員等を配し、交通安全に十分注意すること。
- (5) 近隣住人へも十分配慮し、極力支障のないような施工計画を作成し、実施すること。

4 廃棄物対策

発生する建設廃棄物を処理する場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し適正に処理すること。

5 保険の付保等

- (1) 事業者は、建設工事を適正に遂行するにあたり、建設工事保険、土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等の必要な保険に加入すること。詳しくは事業契約書による。
- (2) 事業者は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを本市へ提出すること。
- (3) 事業者は、(1)に係る費用等を負担すること。

6 建設段階における各種申請手続

建設段階における関係官公署等への手続等は、遅滞なく行うこと。

7 化学物質室内濃度調査

- (1) 事業者は、工事完了後に、室内空気中の化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が、厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、本市へ報告すること。
- (2) 事業者は、(1)に係る費用等を負担すること。

8 事業者による完成検査等

- (1) 事業者の責任及び費用において、新自然史博物館等の完成検査及び設備、器具等の試運転検査等を実施すること。
- (2) 事業者は、検査の実施にあたり、事前に本市へ通知することとし、本市は、事業者が実施する完成検査等に立ち会うことができる。

9 業務の報告及び計画書等の提出

- (1) 事業者は、建設工事着手前に、本市が指示する書類を提出し、本市が提示した事業スケジュール等に適合していること等の承認を受けること。本市へ提出する書類の詳細は、本市と事業者の協議により決定する。
- (2) 事業者は、建設工事の進み具合及び施工状況等について本市へ報告し、本市の求めに応じて説明を行うこと。また、本市は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができる。
- (3) 事業者は、施工状況を本市に毎月報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (4) 本市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- (5) 事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について、事前に本市へ通知すること。本市は、これらに立ち会うことができる。
- (6) 事業者は、建設工事の期間中、本市の求めに応じ中間確認を受けること。
- (7) 事業者は、完了に伴う検査等を行う場合は、事前に本市へ通知すること。本市は、これらに立ち会うことができる。

- (8) 事業者は、建設工事完了時に本市へ報告を行い、完成状況の確認を受けること。この際、事業者は、施工記録を用意すること。

10 本市による配置技術者の変更要求

本市が、配置技術者の変更が必要と判断した場合は、配置技術者の変更を求めることがある。その場合、書面による通知から 10 営業日以内に交代者を選任し、本市に経歴書を提出し承認を得ることとする。

交代者は承認日より 10 営業日以内に配置すること。

本市より、配置技術者の変更を再三求めたにも関わらず、応じない場合には契約を途中解除することがある。

11 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 本市が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、事業者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、本市から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 本市が必要とする現場見学会等を開催する場合は、事業者はこれに協力しなければならない。
- (4) 当該工事場所に関連する行事に関して、本市が求めたときには、事業者は当該行事に影響を与えないよう協力しなければならない。

12 設計変更等

- (1) 設計変更等については、実施設計図の変更が必要な場合は工程に遅延が生じないように書面により、変更項目及び内容、変更が必要な理由及び概算工事費とともに本市に提示すること。本市は、その報告を受け変更の採否を事業者に通知するものとする。変更が採用された場合、事業者は本市と合意した変更内容を随時整理し、本市に報告するものとする。
- (2) 変更契約が必要な場合、変更案承諾後、速やかに変更前・後の設計図と増減工事費内訳書及び数量根拠資料を提出し、最終確認を受けること。

13 検査等

自主検査、完了検査を、本施設を本市へ引き渡しを行う前段に実施するものとする。

(1) 検査の実施方法

自主検査、完了検査は、本施設の引渡し時点及び外構等の引渡し時点、それぞれの時点において、次の規定に即して実施すること。

(2) 事業者による自主検査等

(ア)事業者は、自らの責任及び費用において、本施設の完成検査及び事業者が設置する各種設備機器類（以下「機器類」という。）の試運転検査等を実施すること。

(イ)本市は事業者が実施する完成検査及び機器類の試運転に立会うことができるものとする。

(ウ)事業者は、本市に対して完成検査、機器類の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(3) 工事監理者による検査

事業者は、自ら実施した完成検査の完了後、工事監理者の検査を受けること。検査完了後、速やかに工事完了届と共に完成時の提出書類を本市へ提示すること。

(4) 関係諸官庁による完了検査

事業者は、関係諸官庁による完了検査を受け、必要となる全ての検査済証を遅滞なく取得すること。なお、本工事に係る行政の検査手数料は事業者が支払うこと。

(5) 本市による完了検査

事業者は「事業者による自主検査等」、「工事監理者による検査」、「関係諸官庁の完了検査」が終了し、所定の書類とともに、本市は事業者の立会いの下で検査員が完了検査を実施するものとする。

(6) 検査後の是正等

(ア)本市は、検査の結果、是正、修補等が必要な場合、期限を定めた上で事業者へ書面による指示をするものとする。

(イ)事業者は、前記による指示を受けた場合において、期日までに是正等を完了させるものとする。期日までに是正等を完了させることができない場合は、本市と協議の上、期限を改めることが出来るものとする。

(ウ)事業者は、本施設において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を後項に示す提出書類に反映させるものとする。

(7) 取扱説明等

(ア)事業者は、機器類等の取扱いに関する本市への説明を実施すること。また、取扱マニュアルを監督職員の指示に従って作成すること。

(イ)実施設計業務で作成した総合維持管理業務（日常の清掃管理、警備及び設備の年間維持管理、法定点検など）の発注仕様書及び見積書を更新し、（仮称）総合維持管理業務仕様書（案）として取りまとめるものとする。

14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により本市に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、本市と協議を行うこと。

1 基本的事項

- (1) 工事監理企業は、工事監理者を配置し、建築士法第2条第7項に規定される工事監理業務を実施させること。
- (2) 工事監理者は、「第1 3 (3) 解体撤去に関する業務及び(4) 建設業務」に記載する業務が設計図書等に基づき適切に行われていることを確認すること。
- (3) 工事監理者は、上記(2)とともに、必要に応じて立会い、検査、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査等を行い、工程管理及び施設の品質管理を行うこと。また、適切な指示を書面等により行うこと。
- (4) 工事監理者は、業務内容その他必要な事項を記録すること。

2 業務の報告及び確認書類等の提出

- (1) 本市は、工事監理業務の実施前に、工事監理者の資格等について、適格かどうかの確認を行う。
- (2) 事業者は、工事監理の実施状況について、毎月報告を行うとともに、本市の要求に応じて、適切な方法により説明を行うこと。
- (3) 事業者は、工事監理業務の完了時に、適切な方法により業務の報告を本市に行うこと。

1 電波障害調査

事業者は、建設工事完了後、電波障害調査を適切に実施すること。

2 周辺家屋調査

- (1) 事業者は、建設工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、建設工事着手前の必要な時期に適切に周辺家屋調査を行うこと。
- (2) 事業者は、必要な時期に適切にその対策を講じること。
- (3) 家屋調査にあたっては、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）に定める事業損失部門に登録を行っている者（これらの者と同等の知識及び能力を有する者を含む）が行うこと。
- (4) 事業者は、自らの責任及び費用において、法令を遵守するとともに、設計図書及び要求水準書等に従って新自然史博物館等が整備されることにより周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、建設工事の着工前、工事期間、工事完了後の各段階において、必要に応じて、周辺地域に及ぼす影響についての調査、分析及び検討を適切に実施すること。

3 完成確認及び引渡し

本市は、事業者による「第 7 8 事業者による完成検査等」に規定する完成検査及び設備等の試運転の終了後、新自然史博物館等について、次の方法により完成確認を実施する。

- (1) 本市は、事業者の立会いの下で、完成確認を実施する。
- (2) 完成確認は、本市が承認した設計図書との照合により実施する。
- (3) 事業者は、設備、器具等の取扱いに関する本市への説明を、管理マニュアル等を用いて実施すること。なお、この説明は、アの完成確認とは別に行うこと。
- (4) 事業者は、本市の完成確認に際し、完成図書を提出すること。完成図書の内容は、事前に本市へ確認すること。
- (5) 事業者は、本市の完成確認を受けた後、新自然史博物館等の引渡しを行うこと。引渡し方法の詳細は、本市との協議により決定する。

4 近隣対策・対応

- (1) 事業者は、解体撤去工事及び建設工事に先立ち、関係法令に基づき、周辺住民に対し工期や工程等を十分に説明すること。
- (2) 事業者は、解体撤去工事及び建設工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等、近隣に対する悪影響等が生じないように十分配慮すること。やむを得ず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- (3) 事業者は、解体撤去工事及び建設工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、周辺家屋調査の結果に基づき、必要な時期に適切にその対策を講じること。
- (4) 事業者は、隣接する物件や道路等の公共施設等に損傷を与えないよう注意すること。万一、工事中に汚損、破損した場合、事業者の責任及び費用において補修、補償等を行うこと。また、公共施設の場合は補修方法等について管理者の事前承認を得ること。

5 対象外業務との連絡調整業務

事業者は、本市が本事業外として購入する什器・備品・設備の検討や、新自然史博物館への引越業務、維持管理業務に向けた助言を行うとともに、これらの実施に向け必要な調整に協力すること。

6 国庫補助金申請関係書類等の作成支援

- (1) 事業者は、本市が実施する国庫補助金、及び起債申請関係書類の作成に関し、補助対象額及び補助額の算定根拠（施設毎の工事費等の積算内訳書等）についての各種資料等（位置図、配置図、平面図、面積表等の指定色別塗り図書類等）の作成等、本市の支援を行うこと。なお、契約後の適切な時期までに種目別内訳までの工事内訳書を提出するものとし、基本設計完了後の適切な時期までに細目別内訳までの工事内訳書及び積算書（数量積算書、単価資料等）を提出するものとする。また、会計検査の受検対象となった際は対応にあたり必要な協力を行うものとする。
- (2) 本事業では、ZEBに関する国庫補助金への応募を必須として求めない。ただし、事業者が当該補助金事業への応募を提案した場合は適切に手続きを行うこと。本市は、応募にあたり必要な協力を行うものとする。

7 契約不適合検査

- (1) 契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する検査（契約不適合及び不具合等を確認するための検査をいう。）を行うので、本市が求めたときには、事業者はその検査に協力及び立ち会うものとする。詳細は本市の指示による。
- (2) 検査の結果、施工上の契約不適合が確認された場合、事業者の責任及び費用により当該契約不適合を修補しなければならないものとする。

1. 新自然史博物館の構成

新自然史博物館においては、主に以下のエリア・諸室等を想定し、新棟は、2,470㎡程度の規模の建築物とすること。

■博物館の主なエリア・諸室

大区分	中区分	No	主要諸室・スペース・コーナー	特記事項※
A…新棟（新自然史博物館）	A-1 展示エリア	1	展示室（導入展示）	●
		2	展示室（総合展示・分野展示）	●
	A-2 収集保管エリア	3	第1収蔵庫	●
		4	第2収蔵庫	●
		5	液浸標本収蔵庫	●
		6	図書文献室	●
	A-3 調査研究エリア	7	調査研究室	●
	A-4 管理エリア	8	小会議室	●
		9	倉庫	●
	A-5 共用部	10	荷解室	●
		11	見学通路（イベントスペース・ミニ水族館）	●
		12	1階トイレ（男・女・多目的）	●
		13	2階トイレ（男・女・多目的）	●
		14	エレベーター	●
		15	階段	●
		16	風除室	●
		17	機械室	●
		18	ボンベ庫	●
B…既存棟（ライフパーク倉敷改修）	B-1 展示エリア	19	特別展示室	●
		20	物置	●
		21	エントランス	●
		22	風除室	●
	B-2 調査研究エリア	23	工作室	●

	B－3 教育普及エリ ア	24	講義室	●
		25	学習コーナー	●
	B－4 管理エリア	26	事務室	●
		27	会議室	●
		28	館長室	●
		29	更衣室	●
	B－5 ライフパーク 倉敷エリア	30	図書コーナー	●
		31	憩いのエリア	●

※特記事項は「3. 主要な必要エリア・諸室等に対する要求水準」を指す

2. 施設全体の計画内容

(1) 建築	
配置計画	・新棟は既存棟の北側に配置すること。具体的な建物配置は、周辺の状況（道路、河川等）や駐車場などの関係性を考慮し、合理的な位置とすること。 ・開放性のある渡り廊下で接続する等、法的な既存訴求等による既存棟の改修範囲への影響が最小限となるよう配慮した配置計画、建物高さとすること。 ・周辺地域住民の生活環境及び周辺事業者の事業環境に十分に配慮を行い、プライバシー保護や騒音対策、景観に配慮すること。
外観計画	・ライフパーク倉敷が目指す「知の拠点」にふさわしい外観とするとともに、来館者がワクワクを感じられるような工夫をすること。 ・窓の設置にあたっては隣接建物との視線の交錯に配慮すること。また、紫外線等による展示物の劣化を防止するため、展示室廻りには、原則、ガラス窓を設けないこと。 ・建物デザインは、温室効果ガス削減効果や機能性を重視したデザインとすること。 ・既存建物の仕上げ、モチーフ等の踏襲は、意識しなくてよい。
外部動線計画	・原則として、既存棟の東側面をメインの出入口、北側面をサブの出入口とすること。 ・来館者の東側メイン出入口までのアプローチは、東側駐車場を通り既存水路上ブリッジを介する経路、北側サブ出入口へは北側大型バス駐車場道からの経路を想定すること。 ・北側大型バス駐車場付近から北側サブ出入口まで、歩行者が雨に濡れずに移動できるように屋根や庇等を設置すること。 ・障がい者や高齢者等の快適かつ安全な移動に配慮すること。
建物内動線計画	・4施設（新自然史博物館、市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センター）を、スムーズに移動できるように動線の確保、バリアフリー化やサイン等の見直しを行うこと。 ・新自然史博物館エントランスは、既存棟図書室を改修して設置し、既存棟アトリウムから新自然史博物館エントランスに入り、渡り廊下を介して新棟にアプローチする動線とすること。 ・新棟展示エリアは、導入展示→総合展示→分野展示→調査研究室→収蔵庫と、来館者が知らず知らずのうちに自然史への興味関心が高まっていくように工夫すること。 ・垂直動線は利便性を考慮し、有効な位置にエレベーターと階段を配置すること。また、エレベーターの乗員数に応じたエレベーターホールを備えること。 ・来館者は、エレベーターでの垂直移動をメインとし、階段は避難時等に補助的に利用するものとする。 ・展示物や収蔵物を、展示室や荷解室から収蔵庫に運搬する場合は、エレベーターを利用するものとする。 ・市民や職員が、円滑に利用できる内部動線となるよう、各動線を区分すること。
平面計画	・各諸室、エリアの関連性は、「4. 機能関連図」を参照し、各諸室の使用方針やセキュリティ区分を踏まえたゾーニングとすること。

	・平面計画に当たっては、施設や諸室の特性を把握し、利便性、安全性、プライバシー確保、遮音性能などを考慮すること。 ・新棟における展示エリアは回遊性を持たせ、来館者の興味関心の度合いに応じて、奥へ奥へと進みながら探求していくような平面構成とすること。 ・将来の展示形式の変更や改修工事の容易性などを考慮すること。 ・敷地周辺への環境（騒音、夜間の照明等）に配慮すること。
断面計画	・新棟における展示エリアは、開放感のある空間となるよう天井高さを設定すること。その他のエリアは、各室の使い勝手を考慮した高さ設定とすること。 ・導入展示エリアには吹抜けを設け、来館者が2階から展示物を見下ろせるようにすること。 ・収蔵庫は、洪水時の浸水対策に配慮し、原則、2階に設置すること。 ・階高は、設備配管や機器の設置等を考慮し、過度に下がり天井などが生じないような高さを設定すること。
仕上げ計画	・地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。 ・外装等の仕上げは構造躯体の保護を考慮すること。 ・内装仕上げは、各ゾーンの用途、利用内容や形態などの特性に配慮したものとする。 ・内装仕上げは、展示計画に示す施設コンセプトにふさわしい意匠となるよう展示事業者と調整すること。 ・仕上げ材は、長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃、補修等がしやすいなど維持管理が容易なものを選定すること。 ・施設修繕時及び解体時に環境汚染を引き起こさない内外装材を選定すること。 ・床は、利用者の安全性に配慮した仕様とすること。 ・各室の用途、機能に応じて、断熱、吸音、遮音材を、十分検討して採用すること。 ・自然通風をとることが想定される開口部には、網戸を設置すること。 ・出入口の建具は、適宜、引戸を採用することや、引き手をバータイプとするなど、ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。
安全・防犯計画	・バルコニー、屋外階段等を設置する場合は、落下防止に配慮すること。 ・間仕切り部の建具等のガラスは、安全性を確保すること。 ・施設の防犯については、不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点等から安全管理に配慮すること。 ・貴重資料等の重要な資産を、適切に管理、保護するため、収集保管エリア、調査研究エリア、管理エリアではセキュリティ対策を講じること。
防災計画・BCP	・火災等の災害時には、容易かつ安全に避難することができる建物とし、特に障がい者等の自力で避難が困難な利用者（要介助者等）には十分に配慮すること。 ・建物内外について災害時の避難動線を確保し利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄り付きにも配慮すること。 ・地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性の確保に配慮すること。
ユニバーサルデザイン	・ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、全ての利用者が円滑かつ快適に利用できる施設を実現すること。

環境配慮計画	・ 倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針に基づき、また、官庁施設の環境保全性基準を踏まえて、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による省エネルギー評価においてZEB-Ready以上の施設性能を目指すこと。 ・ 周辺地域に対して日光の反射や、設備機器等から日常的に発生する騒音、振動、排気ガスなどをできるだけ低減できるよう配慮すること。
維持管理計画	・ 建物の長寿命化に配慮し、ライフサイクルコスト低減効果の高い建物とすること。 ・ 建物の冷暖房負荷の低減を図り、電気、ガス、水道等の水光熱費の抑制に配慮すること。 ・ 間取りの可変性、設備面での更新、将来の情報通信技術等への対応にも配慮すること。 ・ 設備更新や維持管理を容易に行うことができるよう配慮すること。
外構計画	・ 別紙2「屋外空間等計画要領」を参照すること。
サイン計画	・ 新自然史博物館の移設に伴い、既存棟の施設案内サインに新自然史博物館の表示を追加するように更新すること。 ・ 既存棟アトリウム内や屋外等に適切にサインを設置し、現在地や新自然史博物館、既存施設（市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センター）への動線が分かりやすいようにすること。 ・ 新自然史博物館内外部には、適切な位置と大きさの施設名称サインを設置すること。なお、外壁に設置する施設名称サイン用の照明は不要とする。 ・ 新設する内外部のサインのデザインは、新自然史博物館の展示サインのデザインと調和するように、展示事業者と調整すること。 ・ 障がい者や子ども、高齢者、外国人など全ての人に配慮したユニバーサルなサインとすること（ピクトグラムの採用、多言語対応、点字対応など）。 ・ わかりやすく、視認性に優れたサインとすること。 ・ 将来において、諸室の名称が変更となった場合にも容易に対応可能なサインとすること。 ・ 外部サイン（字体等を含む）のデザインは、敷地内及び周辺地域の景観に配慮したものとすること。
昇降機設備	・ 来館者の移動用と展示物、収蔵物の運搬用は兼用可能とし、設置台数は1台とする。 ・ 想定来館者数や展示物、収蔵物の運搬に適した大きさを確保すること。 ・ 操作部等の感染症対策に配慮すること。
(2) 構造	
耐震性能	・ 施設の耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」に基づき、次の基準以上とすること。 ○構造体の耐震安全性：Ⅱ類 ○建築非構造部材の耐震安全性：B類 ○建築設備の耐震安全性：乙類 ・ 大規模空間の天井の崩落対策については、平成25年8月5日付け「天井脱落に係る一連の技術基準告示」（国土交通省平成25年告示第771号他）に基づき適切な対応をとること。また、大規模空間の照明器具等高所に設置される物についても落下防止策を講じること。
耐久性能	・ 鉄筋コンクリート造の場合は、建築工事標準仕様書／同解説JASS5

	鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める耐久性能「標準（計画供用期間およそ65年）」を確保すること。 鉄骨造及び木造の場合は、鉄筋コンクリート造の場合と同等の耐久性能を確保するものとし、防錆、防腐等の適切な措置を施すこと。
（３）設備	
① 全般	
一般事項	- 新棟とは、新設される新自然史博物館部分のことを云う。 - 既存棟とは、既存棟ライフパーク倉敷改修部分のことを云う。 - ライフパーク倉敷改修とは、「工作室、講義室、憩いのエリア」「館長室、事務室、会議室、更衣室、学習コーナー、エントランス、風除室、特別展示室、物置」「図書コーナー」の改修のことを云う。 - 既存棟事務室とは、新設する既存棟自然史博物館用事務室のことを云う。 - 設備方式、機器選定、各設備配管配線は、耐久性、耐震性、安全性、信頼性が高く、省エネルギー性能、環境性能に優れ、維持管理がしやすいものを選定すること。 - 電気、空調等は、各エリア、室等の使い勝手を考慮し、個別制御、集中管理を適切に設定すること。 - 更新及びメンテナンスを考慮し、各設備室や設備シャフト内には更新用の予備スペースや将来対応の空配管等を設置すること。 - 各設備機器は用途等に応じて、リスク分散、冗長性に配慮し選定すること。故障時にも速やかに修理対応が可能なものとし、交換、保守部品が、容易に入手可能なものとする。 - 各設備機器及び設置場所は、修繕、更新時などの搬入出経路（昇降機設備が利用できない場合の揚重機械等の設置スペース含む）の確保等、維持管理の容易性に配慮すること。 - ライフサイクルコストの低減に配慮すること。 - 地震、津波、洪水、強風、雷等の自然災害に対する被害防止対策を講じること。 - 各設備機器を屋外設置する場合は周辺家屋付近への設置は避ける等、周辺環境に十分に配慮し、計画すること。 - 建築設備設計・施工指針 最新版 に基づきダクト・配管等は耐震化を行い、地盤の変位にも対応した設計とするとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行うこと。 - インバータ機器は、既存棟及び周辺施設に対し影響を与えないよう必要に応じて高調波低減対策を施すこと。 - 諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。 - 博物館部分の光熱水費が明確となるように、子メーター等を適切に設置すること。 - 既存棟から新棟への渡り配管は、意匠を考慮し布設すること。 - 既存棟改修エリアの既設天井流用部分には、改修に必要な点検口を設置すること。 - 不要な配管配線等は撤去、必要な配管配線等は移設を行うこと。 - 屋外に設置する各機器は耐候性、耐久性の配慮を行い。機器の長寿命化を図ること。 - 展示内容との機器配置調整を行うこと。

	・各諸室等の対応は「ルームデータシート」を参照のこと。 ・ライフパーク倉敷改修範囲の空調、換気、自動制御、給排水衛生、消火設備などは更新もしくは新設し、保守性に配慮した機器類、配管、ダクトルートの選定やダンパー、弁類を設置すること。
② 電気設備	
対策・仕様	・耐震性能に伴い設備機器、配管等の耐震処理を行うこと。 ・騒音、振動、臭気、防虫、防鼠対策を施すこと。 ・ケーブルラックの耐火区画材は、遮音性、耐震性、気密性、水密性(防水性)機能を有すること。 ・電線、ケーブル類は、エコ電線、エコケーブルとすること。 ・撤去範囲は、既存棟改修エリア及び外構改修エリアとする。
高圧引込設備	【新棟・既存棟】 ・高圧引込は、地中埋設配管で引込とすること。 ・引込ルートは「既存棟1階～外構～新棟」とすること。 ・高圧ケーブルはE-Eタイプとすること。 ・建物と外部とを接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。 ・地中管路には、適切な箇所に点検スペースも含めた適切な大きさのハンドホール、マンホールを設置することとし、蓋は周囲の意匠に配慮すること。また、車両通行部分のハンドホールは、重耐重蓋とすること。 ・予備配管を、適切に見込むこと。
受変電設備	【新棟】 ・受変電設備（新棟用）は、2階以上の屋上で、周囲への振動騒音、浸水被害等を考慮した場所に設置すること。なお、外観、維持管理を考慮すること。 ・受変電設備はキュービクル方式とし、高効率な計画とすること。 ・変圧器は、トップランナー第三次判断基準に適合するものとし、防振、振動対策を施すこと。 ・変圧器容量は、将来的な増加分を見込むこと。 ・変圧器増設スペースまたは増量変圧器への交換スペースを十分見込んでおくこと。 ・受変電設備の状態、警報は、既存棟1階中央監視室の警報計測盤に表示すること。 ・新棟の電力量を計量し、上記の警報計測盤で計量すること。 ・各配電盤にSPDを設置し、内部雷保護を施すこと。 ・キュービクル内に、各種接地端子を設置すること。 ・屋外基礎とキュービクルの隙間には、防虫防鳥対策を施すこと。 ・新棟展示用として電灯67kVA、動力総和15kWを見込むこと。また、第1収蔵庫展示用として電灯6kVA、動力総和2.2kWを見込むこと。 ・調査研究室盤として電灯20kVA、動力総和15kWを見込むこと。 ・電源設備は、通信、情報、音響等に対し、高調波やノイズ等の影響を及ぼさないこと。 【既存棟】 ・既存棟1階電気室にあるキュービクル式受変電設備を改修とする。改修対象は、現在は空筐体となっている「2階展示用電灯盤」または「饋電用空筐体」を、自然史博物館用饋電盤とすること。 ・既存棟用として、既存棟1階電気室の受変電設備の低圧配電盤（電灯、動力とも）を改修すること。

	・ 既存棟展示用として、電灯10kVA、動力総和4.5kWを見込むこと。 ・ 工作室盤として電灯20kVA、動力総和15kWを見込むこと。
発電機設備	【新棟】 ・ 新棟用として法令上必要な場合、超低騒音型を設置すること。 ・ 発電機設備は、2階以上の屋上で、周囲への振動騒音、浸水被害等を考慮した場所に設置すること。なお、外観、維持管理を考慮すること。 ・ 共通架台下部に防振装置を施すこと。 ・ 発電機の状態、警報を、警報計測操作盤に表示すること。
太陽光発電設備	【新棟】 ・ 新棟の屋根、屋上に、新棟の光熱費削減効果、外観、維持管理などを考慮し、太陽光発電設備を設置すること。なお、発電容量の下限値は特に定めないものとする。 ・ 商用電源との系統連系とし、停電時は自立運転が可能で、パワーコンディショナー内に給電可能なE付コンセント2口を、2つ以上を設置すること。 ・ 既存棟1階中央監視室の警報計測盤に状態、警報灯を表示すること。 ・ 既存棟エントランス廻りで、運転状況、発電等をモニター表示ができるように配慮すること。 ・ 太陽光発電設備の電力、電力量なども計測、計量が可能なものとする。
警報計測設備	【新棟・既存棟】 ・ 新棟の受変電設備、新棟及び既存棟の各電灯盤動力盤の状態、警報、計測を可能とすること。 ・ 警報計測盤の設置場所は、既存棟1階中央監視室とする。
幹線設備	【共通事項】 ・ 幹線は、原則、単独幹線とし、分岐しないこと。 ・ ケーブルラック下部には、塩ビ製ネットを設置すること。 ・ 屋外ケーブルラック上部には、たわみ防止屋根型ノンスリップカバーを設置すること。 【新棟】 ・ 新棟受変電設備より、新棟へ新設する共用分電盤類、共用動力盤類、調査研究室盤（電灯、動力）、別途新棟展示設備盤（電灯、動力）、別途第1収蔵庫展示設備盤（電灯、動力）へ給電すること。 ・ 別途新棟展示設備盤へは、新棟1階のE P Sに電力量計付区分開閉器を取付け、給電すること。電力量計付区分開閉器盤以降の展示動力及び展示照明幹線設備は、別途展示工事とする。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降の展示用コンセント盤まで、本工事にて設置し、給電すること。 電力量は警報計測盤にて計量すること。 ※別途、新棟展示設備盤用として、電灯1φ3W200/100V67kVA350AT、動力3φ3W200V総和100AT15kW75Aまでとすること。 ※別途、新棟展示設備盤給電範囲は、導入展示、総合展示、分野展示の展示用電灯コンセント及び展示用動力とすること。 ・ 別途第1収蔵庫展示設備盤へは、新棟2階のE P Sに電力量計付区分開閉器を取付け、給電すること。電力量計付区分開閉器盤以降の展示動力及び展示照明幹線設備は、別途展示工事とする。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降の展示用コンセント盤まで、本工事

	にて設置し、給電すること。 電力量は警報計測盤にて計量すること。 ※別途、第1収蔵庫展示設備盤用として、電灯1φ3W200/100V6kVA30AT、動力3φ3W200V総和30AT2.2kW15Aまでとすること。 ※別途、第1収蔵庫展示設備盤給電範囲は、第1収蔵庫の展示用電灯コンセント及び展示用動力とすること。 【既存棟】 ・既存棟1階電気室受変電設備より、既存棟へ新設する共用分電盤、工作室盤（電灯、動力）、別途既存棟特別展示設備盤（電灯、動力）へ給電すること。 ・別途、既存棟特別展示設備盤へは、特別展示室に電力量計付区分開閉器を取付け、給電すること。電力量計付区分開閉器盤以降の展示動力及び展示照明幹線設備は、別途展示工事とする。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降の展示用コンセント盤まで、本工事にて設置し、給電とすること。 電力量は、警報計測盤にて計量すること。 ※別途、既存棟特別展示設備盤用として、電灯1φ3W200/100V10kVA50AT、動力3φ3W200V総和50AT4.5kW30Aまでとすること。 ※別途、既存棟特別展示設備盤給電範囲は、特別展示室の展示用電灯コンセント及び展示用動力とすること。 ・図書コーナー吹き抜け部へは、原則、既設2L-7分電盤を改修し、給電とすること。なお、既設2L-7分電盤の計量は不要である。（既設盤改修は、計量不要である。）
動力設備	【共通事項】 ・共用動力盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。また、メンテナンス用ブレーカELCB3P50ATを見込むこと。 ・ELCBは、漏電トリップ警報付きとし、盤毎の一括警報を警報計測盤へ表示とすること。 ・動力設備においてインバータを設置する場合、インバータ制御には故障バイパス回路を設置し、高調波対策も講じること。 ・動力設備の監視及び制御を、動力盤の盤面で可能とすること。 【新棟】 ・新棟に設置される空調、換気、ポンプ等用として共用動力盤を設置とすること。 ・共用動力盤設置場所は、基本、動力機器近辺とする。また、遠方動力盤から給電する場合は、手元開閉器を設置し、給電とすること。 ・調査研究室盤（動力：主幹100AF総和15kW、分岐ELCB50AF x 12・盤内に受渡用E付コンセントを設置）を設置すること。但し熱乾燥機1台へは、現地に受渡用E付動力コンセントを設置し、給電とすること。（移設・新設備品リスト参照） 【既存棟】 ・既存棟に新たに設置される空調換気設備等は、原則、既設2M-3動力盤を改修し、給電とすること。なお、既設2M-3動力盤の計量は不要である。（既設盤改修は、計量不要である。） ・工作室盤（動力：主幹100AF総和15kW、分岐ELCB50AFx10・盤内に動力用E

	付コンセントを設置) を設置すること。真空凍結乾燥機用動力コンセントは工作室内に設置すること。また、工作室盤は、自然史博物館として警報計測盤で、電力量を計量すること。 (移設・新設 備品リスト参照)
電灯設備	【共通事項】 ・ 共用分電盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。 ・ 電灯設備の監視及び制御は、必要に応じて、安全性及び保全性を考慮して、必要となる動作、警報表示（分電盤の漏電警報）等が行えるものとする。 ・ ELCBは漏電トリップ警報付きとし、盤毎の一括警報を警報計測操作盤へ表示すること。 ・ 電灯設備は、ベース照明を設置すること。（展示工事照明は、別途、展示工事） ・ 各諸室の用途、適正、機能を考慮し、適切な照明器具の選定、及びJIS照度規格を基本として、適切な照度の確保に配慮すること。また、照明器具種別を、最小限とすることにより、維持管理の容易性にも配慮すること。 ・ 点滅区分を適正に設定し、こまめな消灯ができるよう配慮すること。また、人感センサー等により、照明による消費電力の低減を図ること。 ・ 人感センサー回路には、センサー故障対策用スイッチを設置すること。 ・ 非常照明、誘導灯は、関連法令に基づき設置すること。 ・ ベース照明管理は、既存棟事務室に、集中管理パネルを設置し、一括管理を可能とすること。また、既存棟1階中央監視室では、点滅の一括管理を可能とすること。 【新棟】 ・ 新棟へ新設する共用分電盤は、各階E P Sに設置すること。 ・ 新棟の最終出口及び既存棟事務室で、照明制御を可能とすること。 ・ 展示エリアのベース照明は、調光、調色、シーン設定操作を可能とすること。なお、展示エリアとしては、既存棟の特別展示室を含む。 ・ 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、自動点滅及び時間点滅が、可能な方式とすること。 ・ その他、職員退館までの動線上、その他必要に応じて保安照明を設置すること。 ・ 非常照明は電源別置型とし、小型直流電源装置をE P Sに設置すること。 【既存棟】 ・ 既存棟の共用分電盤として、既存棟事務室に設置とすること。 ・ 自然史博物館として電力量を計量し、警報計測盤で計量すること。 ・ 工作室、講義室、憩いのエリアの改修は、既設照明器具の更新を行うこと。但し、現シャワー室エリアを憩いのエリアへと改修する場所は、新たに照明器具を設置すること。なお、点検口を設置し、メンテナンスを可能とすること。 ・ 館長室、事務室、会議室、更衣室、学習コーナー、エントランス、風除室及び特別展示室は、新たに照明器具を設置すること。但し、このエリアの誘導灯は、撤去再取付すること。なお、員数が不足する場合及び用途が合わない場合は、新たに設置すること。

	・ 特別展示室は、ベース照明及び配線ダクトを吊り下げスポットライトを設置すること。 ・ その他、必要に応じて保安照明を設置すること。 ・ 非常照明は、電源内蔵型とすること。
コンセント設備	【共通事項】 ・ 部屋の用途及び目的に応じた取付位置、形式、数量及び容量とすること。 ・ 建物内各室に、掃除用のE付コンセントを適切に配置すること。なお、廊下等は8m毎に、1箇所設置すること。 ・ 拡張性に配慮すること。 ・ Wi-Fi対応として、各室の室面積に応じて、天井コンセントを適切な個数設置すること。 ・ 安全上、考慮が必要な部分（第三者が、入室もしくは通過する場所、人目につきづらい場所）のコンセント等については、カバー付き、鍵付き等配慮すること。 ・ 電源を必要とする備品については、移設・新設_備品リストを参照すること。 ・ 展示用コンセント盤のコンセント回路は、既存棟事務室に電灯設備にて設置する集中管理パネルで、一括管理ができるようにすること。また、既存棟1階中央監視室では、ON/OFFの一括管理を可能とすること。 【新棟】 ・ 掃除用、建築設備用、備品用及び展示用コンセントを設置すること。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降に展示用コンセント盤を本工事にて設置し、展示用コンセントまで給電すること。なお、別途新棟展示設備盤用の展示用コンセント盤は、主幹350ATとし、主幹2次側に別途新棟展示設備盤の照明用への幹線分岐端子を設置及び分岐ELCBコンセント回路を、予備回路も含め、50回路を設置すること。また、別途第1収蔵庫展示設備盤用の展示用コンセント盤は主幹30ATとし、主幹2次側に別途第1収蔵庫展示設備盤の照明用への幹線分岐端子を設置及び分岐ELCBコンセント回路を、予備回路も含め、6回路を設置すること。 ※展示用コンセントの数量及び容量は「ルームデータシート」参照 ・ 調査研究室盤(電灯：主幹100AF20kVA、分岐ELCB20AT x 30)を設置し、研究室備品用100V E付コンセントへ給電すること。 (移設・新設_備品リスト参照) 【既存棟】 ・ 掃除用、建築設備用、備品用及び展示用コンセントを設置すること。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降に展示用コンセント盤を本工事にて設置し、展示用コンセントまで給電すること。なお、別途既存棟特別展示盤用の展示用コンセント盤は主幹50ATとし、主幹2次側に別途既存棟展示設備盤の照明用への幹線分岐端子を設置及び分岐ELCBコンセント回路を、予備回路も含め、16回路を設置すること。 ※展示用コンセントの数量及び容量は「ルームデータシート」参照 ・ 工作室盤(電灯：主幹100AF20kVA、分岐ELCB20ATx20)を設置し、工作室備品用100V E付コンセントへ給電すること。 (移設・新設_備品リスト参照) ・ 自然史博物館として電力量を計量し、警報計測盤で計量すること。

電話設備	【共通事項】 ・ダイヤルイン回線を、2回線引込とすること。 ・電話配線は、既存棟1階中央監視室に設置されている既設電話交換機に接続すること。 ・電話配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。 ・電話設備は、配管配線から電話機取付、調整までとすること。 ・原則、ダイヤルイン方式とした回線数とすること。 ・昇降機設備の遠隔監視用等に、配線を行うこと。 ・消防法に基づき、消防機関通報代替用固定電話を設置すること。 【新棟】 ・端子盤は、各階E P Sに設置すること。 ・調査研究室にダイヤルイン回線1回線を布設すること、また多機能電話を2台、一般電話を4台設置すること。 ・連絡室に一般電話を1台設置すること。 ・機械室に一般電話を1台設置すること。 【既存棟】 ・既存棟事務室に端子盤を設置すること。 ・既存棟事務室にダイヤルイン回線1回線を布設すること、また多機能電話を1台、一般電話を6台設置すること。 ・館長室に多機能電話を1台設置すること。 ・会議室に一般電話を1台設置すること。 ・工作室に一般電話を1台設置すること。
構内情報通信設備(LAN設備)	【共通事項】 ・構内情報通信配線は、ライフパーク倉敷本館2階コンピュータ室から既存棟事務室へ光ケーブルを配線すること。 ・職員が利用するLANと来庁者向けLANは、系統を区分すること。 ・Wi-Fi用の配管を、布設すること。 ・構内情報通信配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。 【新棟・既存棟】 ・構内情報通信配線は、既存棟事務室から新棟及び既存棟の必要箇所に配管配線を布設し情報コンセント取付まで行うこと。 ・情報コンセント設置位置に、予備配管も設置すること。 ・新棟及び既存棟の必要箇所に、無線LAN用空配線を布設し、プレート取付まで行うこと。 ・デジタルサイネージ対応用に、既存棟事務室より既存棟改修エリアのエントランスへ配管配線すること。 ・端子盤内に、情報通信機器設置スペースを確保すること。
放送設備	【共通事項】 ・消防法に基づき、非常放送設備を設置すること。 ・放送アンプ架は、既設放送アンプ架を新棟部分も含めて更新すること。(既存棟1階中央監視室にて、一括管理とすること。) ・放送配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。 【既設更新】 ・既存棟1階中央監視室の既設放送アンプ架の機器類を更新とし、総合盤箱体は既存流用すること。本工事範囲外のスピーカ及び音量調節器等は更新対象外とする。なお、既設放送アンプ架の主な内容は「非常電源ユニット、電力増幅ユニット(120W×2)、電源制御ユニット、非常操作/入

	出力制御ユニット(増設20Lも含む)、非常放送音声ROM、プログラムタイマ、ミュージックレコーダ、マトリクスユニット、卓上デジタルアンプ」とし「呼出警報パネル」は、既設流用とする。既設放送アンプ架に組み込まれている電気時計設備は既存のままとする。 【新棟】 ・ 展示エリア1階の導入展示、総合展示、分野展示の3箇所及び2階見学通路(イベントスペース)の1箇所に、展示放送用カトリレーを設置すること。 【既存棟】 ・ 放送系統を変更すること。 ・ 既存棟事務室に、新棟の放送ラック架を設置すること。放送ラック架の内容は「マルチリモコン、アンプ起動スイッチ、プログラムタイマー、CD-BGM演奏機、デジタルアナウンスマシン」とすること。また、放送ラック架にITV機器類を収納すること。 ・ 特別展示室に、展示放送用カトリレーを設置すること。 ・ 既存棟のスピーカ類は更新すること。
テレビ共同受信設備	【新棟・既存棟】 ・ 新棟及び既存棟の必要箇所に新たに設置するテレビ端子は、原則、既設TA-14端子盤を改修し送信すること。 ・ テレビ配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。 ・ テレビ送信機器類は、端子盤に組込むこと。
監視カメラ設備	【新棟・既存棟】 ・ 施設利用者の立ち入り及び館内の各室、外部の状況を監視することを目的として、死角が無いように適切な位置、数の監視カメラを設置すること。 ・ 建物内の対象エリアは、新棟及び既存棟とすること。 ・ 既存棟事務室の放送アンプ架に、監視カメラシステムを組込むこと。 ・ 夜間でも監視、録画が可能とすること。 ・ カメラは、ドーム型フルHDカメラとすること。 ・ 録画容量は、2週間分以上とすること。 ・ 既存棟1階中央監視室でも、モニター監視可能とすること。 ・ なお、本システムは既存システムに組み込まないこと。
情報表示設備	【既存棟】 ・ プロジェクター投影用のロールスクリーン100inch程度を、既存棟会議室及び講義室に設置すること。
呼出設備	【新棟】 ・ トイレ内各所に呼出ボタンを設け、異常時、表示窓の点灯と警報音等により、既存棟事務室及び既存棟1階中央監視室に知らせること。
機械警備設備	【新棟・既存棟】 ・ 新棟及び既存棟の必要箇所に、新たに設置する機械警備用機器類用に空配管を行うこと。
自動火災報知設備	【共通事項】 ・ 消防法に基づき、必要力所に適切に設置すること。 ・ 火災受信機は、既設の火災受信機及び総合操作盤を新棟部分も含めて更新すること。(既存棟1階中央監視室にて一括管理すること) ・ 自火報設備配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。 ・ 感知器は、自動試験機能付きとすること。

	【既設改修】 ・ 既存棟 1 階中央監視室の既設の火災受信機及び総合操作盤のみを更新とし、総合盤箱体は既存流用すること。本工事範囲外の感知器類及び自火報総合盤等は対象外とする。 【新棟】 ・ 調査研究室に、副表示器を設置すること。 【既存棟】 ・ 既存棟事務室に、副表示器を設置すること。 ・ 感知器類及び自火報総合盤は、更新すること。
外構設備	・ 外構改修に伴い、既設配線、既設盤、既設外灯等とその配線の撤去及び配管配線の盛替えを行うこと。また不要な配線は撤去すること。 ・ 既設ハンドホール及び地中埋設配管を撤去すること。 ・ 外構整備に伴う既設設備は、撤去すること。 ・ 既設と接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。 ・ 地中管路には、適切な箇所に点検スペースも含めた適切な大きさのハンドホール、マンホールを設置することとし、蓋は周囲の意匠に配慮すること。また、車両通行部分のハンドホールは、重耐重蓋とすること。 ・ ハンドホール及びマンホールは強電、弱電用に分けること。 ・ 予備配管を適切に見込むこと。 ・ 渡り廊下の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。 ・ 渡り廊下の照明点滅方式は、自動点灯及び時間点滅が可能な方式とすること。 ・ 渡り廊下の照明は、中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。 ・ 駐車場、屋外広場、各施設への動線上には、照明を設置すること。 ・ 駐車場の車椅子利用者用駐車施設の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。 ・ 新設する駐車場には、照度基準に適合するように適切な外灯を設置すること。 ・ 駐車場の外灯設置箇所には、予備配管を見込むこと。 ・ 駐車場外灯の点滅方式は、自動点灯及び時間点滅が可能な照明制御盤を設置すること。また、予備回路を見込むこと。 ・ 駐車場外灯は、既存棟 1 階中央監視室より点滅操作可能な方式とすること。 ・ 駐車場及び駐輪場範囲にある既設の不要な配管配線、機器等は撤去すること。
③ 空調設備	
空調設備	・ 各エリア及び各諸室の空間、用途、目的に応じた最適な空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ・ ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを計画すること。エントランスホール、廊下等は、適宜エリア区分し、エリア毎に管理可能とし、事務室等の個室は個別空調を可能とすること。ただし、各諸室での操作は、制限可能とすること。 ・ 中央監視室、既存エリア事務室（No. 22）において集中管理可能な計画とすること。 ・ 空調設備は、環境配慮、保守性、更新性を総合的に考慮し高効率の機器を採用すること。

	・ 諸室の静音環境を保つような設備計画に努め、屋外機器の騒音、振動が室内に伝播しないよう配慮すること。 ・ 各エリア、諸室の設計温湿度条件について、屋外温湿度は、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版に示された値のうち、本件施設用地の立地をふまえ適正な値を設定すること。屋内温湿度も、原則、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版によるが、利用者の快適性を考慮した温湿度設定とし、計画すること。
換気設備	・ 各エリア、諸室に合わせた給排気計画を行うこと。用途ごとに換気が独立するものとする。 ・ 空気バランス、省エネルギー性能、環境性能、シックハウス対策に配慮すること。 ・ 原則、各諸室で制御できるものとするとともに、中央管理室において集中管理可能とすること。 ・ 換気対象諸室及び換気量について、原則、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版に示された値のうち、対象諸室の用途や換気対象要因に基づき適正な値を設定し、建築基準法等の関係法令を遵守すること。 ・ 建築物全体の風量バランスを考慮して、空調設備と調和するよう計画すること。
排煙設備	・ 関係法令に従って、必要に応じて設置すること。
自動制御	・ 電気使用量等の測定、分析を行い最適なエネルギー管理を可能にすること。中央監視室において設備機器類の運転監視を可能とし、日常点検や維持管理、異常警報等の監視システムを計画すること。
④ 給排水衛生設備	
給水設備	・ 給水システムの選定に当たっては、建物計画による合理性に配慮すること。 ・ 給水方式は原則、直結式とするが、受水槽が必要となった場合は受水槽式（ポンプ直送式）を検討すること。 ・ 受水槽を設置する場合は、以下を原則とすること。 ➢ 重要機器である受水槽は、鋼板製一体型やステンレス製（溶接組立型）等、強固で耐久性、耐候性に優れており、内部は清掃が容易でかつ施錠のできる構造とすること。 ➢ ポンプ室は、更新用スペースやメンテナンスを考慮した配置とすること。 ➢ 感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設置すること。 ➢ 衛生面に配慮し、藻対策を考慮すること。 ➢ 保守点検時に、供給が停止しないように配慮した計画とすること。 ➢ 災害時にも十分に機能を確保できるよう配慮すると共に、設備機器の耐候性や耐久性にも配慮すること。外部に設置する場合は、液状化に配慮した設置計画とすること。
排水設備	・ 保守性、機能性に配慮すること。 ・ 汚水と雑排水は別系統とし、トラップ枳を介して屋外で合流させること。 ・ 適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。 ・ 屋外排水ルート（雨水含む）は、極力、建築物の下部を通過しないこ

	と。 ・ 工作室等、必要と想定する諸室にグリーストラップやプラスタートラップ等の阻集器を設置すること。阻集器は防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。
給湯設備	・ 保守性、機能性、省エネ性、安全性に配慮すること。
衛生設備	【共通】 ・ 機能性、節水性、清掃を含む保守性に配慮すること。 ・ 想定される建物利用者に応じて、誰もが使いやすい器具を採用し、ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・ トイレの衛生対策、特に臭気対策には十分に配慮した計画とすること。 ・ 衛生機器はすべて自動洗浄、自動水栓とすること。 ・ トイレ内の掃除道具入れには、掃除用流しを設置すること。 ・ 多機能トイレには、大人も利用可能なおむつ交換台、オストメイト、その他バリアフリー法に基づき必要な機器を設置すること。 【一般用】 ・ 大便器は洋式とし、暖房機能付き温水洗浄便座、擬音装置を設置すること。 ・ 原則、小便器は低リップとすること。 ・ トイレの洗面台、小便器には、傘、杖掛けを設置すること。 ・ 適宜、チャイルドシートを設置すること。 【子ども用】 ・ 未就学児用の幼児用大便器（暖房機能付き）、小便器、手洗い、収納式おむつ交換台を適宜設置すること。
消火設備等	・ 関係法令に従って、必要な消火設備を設置すること。 ・ 屋内消火栓、消火器ボックスを計画する場合は、壁埋め込み方式とすること。 ・ 第1収蔵庫の消火設備は、消防法で定められている設備のうち、消火剤による汚損の少ない方式とすること。
ガス設備	・ 関係法令に従って、必要に応じて設置すること。

3. 主要な必要エリア・諸室等に対する要求水準

A：新棟（新自然史博物館）

A－1：展示エリア

No. 1		展示室（導入展示）
建築要件	用途	ティラノサウルスやニタリクジラ等、大型コレクションを中心にスケール感のある導入展示を行う。
	規模	410㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 来館者が、最初に訪れる室の配置とすること。 ・ 大型展示物が設置可能なように上部は吹抜けとし、天井高は7

		m程度を確保すること。 ・ 外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。 ・ 展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。 ・ 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。 ・ 床は展示品や展示ケース、展示用品等の荷重を考慮した構造とすること。 ・ 外部から大型の展示物を、直接搬出入することが可能なように、幅2.4m×高さ2.4m以上の開口部を設置すること。 ・ 天井から大型の標本（約800kg程度）を吊ることが可能なように、下地鉄骨を設置すること。標本の大きさは、「別紙4_新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画_展示計画」を参照すること。
他室等との関係		・ No. 2 展示室（総合展示・分野展示）と隣接して配置し、来館者が円滑に移動できるように配慮すること。 ・ 上部吹抜けを介し、2階見学通路から展示物が見下ろせるようにすること。
設備特記要件		・ 別紙工事区分表によること。
什器備品など	本事業内	—
	本事業外（別途発注）	展示物、展示ケース、展示用照明
No. 2		展示室（総合展示・分野展示）
建築要件	用途	倉敷と高梁川流域の自然や生きものの多様性を紹介する総合展示と、様々な生き物等を紹介する分野展示を行う。
	規模	750㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 総合展示は大規模な展示が可能なように、500㎡程度の無柱空間を確保すること。 ・ 天井高は、4.5m程度を確保すること。 ・ 外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。 ・ 展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。 ・ 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。 ・ 床は展示品や展示ケース、展示用品等の荷重を考慮した構造とすること。
他室等との関係		・ No. 1 展示室（導入展示）と隣接して配置し、来館者が円滑に移動できるように配慮すること。
設備特記要件		・ 別紙工事区分表によること。
什器備品など	本事業内	—
	本事業外	展示ケース、ベンチ、展示用照明

	(別途発注)	
--	--------	--

A-2: 収集保管エリア

No. 3		第1 収蔵庫
建 築 要 件	用途	はく製及び昆虫、植物等の乾燥標本等を保管する。
	規模	180㎡程度
	設置階	2 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・天井高は、3m程度を確保すること。 ・耐火性及び耐震性を、確保すること。 ・外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。 ・収蔵品等の保存に悪影響を与えないように、外光が収蔵庫内に入らないようにすること。 ・博物館IPM（総合的病害虫管理）の考え方に基づき、虫やカビ等生物被害の定期点検と徹底的な防除が行いやすい空間配置とすること。 ・床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。 ・室内では、長時間の作業は行わないこととする。 ・収蔵庫の出入口は、大型の収蔵品を搬入することが可能なように、幅1.8m×高さ2.1m以上の開口部を設置することとし、密閉性、防火性に優れた扉を設置すること。 ・No. 11見学通路から、来館者が中の様子を見れるようにガラス窓を設置すること。
他室等との関係		・No. 11見学通路に面して配置すること。 ・No. 7 調査研究室と隣接して配置し、前室を介して学芸員の往来が容易な配置とすること。
設備特記要件		・別紙工事区分表によること。 ・常時空調を運転する等し、室温20±2度、湿度50±5%を維持すること。 ・空調等の設備は中央監視室、事務室で温湿度等のモニタリングを可能とし、異常の際はただちに確認できるシステムとすること。 ・特殊ガス消火設備を、設置すること。
什 器 備 品 など	本事業内	収蔵棚
	本事業外 (別途発注)	展示ケース、展示用照明
No. 4		第2 収蔵庫
建 築 要 件	用途	岩石等の標本を保管する。
	規模	60㎡程度
	設置階	2 階
	設置数	1 か所

	利用人員	— 人
	諸室仕様	・耐火性及び耐震性を確保すること。 ・外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を極力受けにくい仕様とすること。 ・収蔵品等の保存に悪影響を与えないように、外光が収蔵庫内に入らないようにすること。 ・室内では、長時間の作業は行わないこととする。
他室等との関係		・ No. 7 調査研究室と隣接して配置し、学芸員が直接往来可能な位置に扉を設置すること。
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	収蔵棚
	本事業外 （別途発注）	
No. 5		液浸標本収蔵庫
建 築 要 件	用途	保存液に浸した標本を保管する。
	規模	20m ² 程度
	設置階	2 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・耐火性及び耐震性を確保すること。 ・外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を極力受けにくい仕様とすること。 ・収蔵品等の保存に悪影響を与えないように、外光が収蔵庫内に入らないようにすること。 ・室内では、長時間の作業は行わないこととする。
他室等との関係		・ No. 7 調査研究室と隣接して配置し、学芸員が直接往来可能な位置に扉を設置すること。
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	収蔵棚
	本事業外 （別途発注）	
No. 6		図書文献室
建 築 要 件	用途	職員が閲覧する文献を保管する。
	規模	50m ² 程度
	設置階	2 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 書架が効率的に設置できる室の幅や奥行を確保すること。
他室等との関係		・ No. 7 調査研究室と隣接して配置し、職員の往来が容易な配置とすること。
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	書架
	本事業外 （別途発注）	

A-3: 調査研究エリア

No. 7		調査研究室
建 築 要 件	用途	学芸員が自然史についての調査、研究を行う。
	規模	150㎡程度
	設置階	2 階
	設置数	1 か所
	利用人員	10人
	諸室仕様	- 天井高は3m程度を確保すること。 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。 - 調査研究室の出入口は、大型の収蔵品を搬入することが可能なように、幅1.8m×高さ2.1m以上の開口部を設置すること。 - 自然光を可能な限り確保すること。 - 自然光や視線を調整できるよう窓には、ブラインドを設置すること。 - No. 11見学通路から、来館者が中の様子を見れるようにガラス窓を設置すること。
他室等との関係		- No. 11見学通路に面して配置すること。 - No. 3 第1 収蔵庫と隣接して配置し、前室を介して学芸員の往来が容易な配置とすること。 - No. 4 第2 収蔵庫、No. 5 液浸収蔵庫と隣接して配置し、学芸員が直接往来可能な位置に扉を設置すること。
設備特記要件		- 流し台（幅1.2m×2 台）に給排水、給湯設備を設置すること。給湯設備は流し台2 台のうち、1 台に設置すること。水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。 - 汚泥等の洗い流し作業があるため排水管等のメンテナンスが容易な構造とし、排水トラップを設置すること。 - ドラフトチャンバー用の吸排気設備を設置すること（接続は別途工事）。
什 器 備 品など	本事業内	作業台（幅1.8m×2 台）、流し台（幅1.2m×2 台）、ブラインド
	本事業外 （別途発注）	コピー機、大型作業机、机、椅子、移動式ホワイトボード等

A-4: 管理エリア

No. 8		小会議室
建 築 要 件	用途	来館者や職員が打合せ等を行う。
	規模	40㎡程度
	設置階	提案による
	設置数	1 か所
	利用人員	12人
	諸室仕様	- 遮音性のある間仕切とすること。 - 自然光を可能な限り確保すること。 - 自然光や視線を調整できるよう窓にはブラインドを、設置す

		ること。
他室等との関係		—
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 (別途発注)	机、椅子、移動式ホワイトボード等
No. 9		倉庫
建 築 要 件	用途	管理諸室で利用する備品資材等を保管する。
	規模	30㎡程度
	設置階	提案による
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	—
他室等との関係		—
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—

A－5：共用部

No. 10		荷解室
建 築 要 件	用途	搬出入する展示物や収蔵物の運搬準備を行う。
	規模	30㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 運搬準備を容易に行える幅と奥行きを確保すること。 ・ 搬出入口のサイズは幅2.4m、高さ2.4m以上とし、搬出入が容易に行えるシャッター等を設置すること。
他室等との関係		・ 前面に搬出入車両が寄り付けるトラックヤードを設け、雨天時でも搬出入に支障のないように配慮すること。
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 11		見学通路（イベントスペース・ミニ水族館）
建 築 要 件	用途	収蔵庫の膨大な収蔵資料や調査研究室の作業の様子など、来館者が博物館の舞台裏を見学する通路とするとともに、ワークショップ等のイベント開催やミニ水族館を設置する等、博物館と市民を結ぶ役割を担う。
	規模	230㎡程度
	設置階	2 階
	設置数	1 か所

	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ イベント参加者とその他の来館者が同時に利用でき、回遊しやすい動線を確保すること。 ・ 外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を極力受けにくい仕様とすること。 ・ 一部展示も行うため、展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。 ・ 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。 ・ 床は展示品や展示ケース、展示用品等の荷重を考慮した構造とすること。 ・ ミニ水族館に、流し台を設置すること。 ・ 来館者が見学通路から、No. 3 第 1 収蔵庫とNo. 7 調査研究室内の様子を見えるように、ガラス窓を設置すること。
他室等との関係		・ No. 3 第 1 収蔵庫とNo. 7 調査研究室に面して配置すること。 ・ No. 14エレベーターに、近接して配置すること。
設備特記要件		・ 流し台（幅1.2m程度）に、給排水設備を設置すること。 ・ 水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。
什 器 備 品など	本事業内	流し台（幅1.2m程度）
	本事業外 （別途発注）	—
No. 12		1 階トイレ（男・女・多機能）
建 築 要 件	用途	来館者用のトイレ。
	規模	提案による
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 男女別のトイレ及び多機能トイレを設置すること。 ・ 多機能トイレには、おむつ交換台、オストメイト、ベビーチェア、未就学児用衛生器具（大便器（暖房機能付き）、小便器、手洗い）、その他バリアフリー法に基づき必要な機器を設置すること。 ・ 男子トイレは、洗面器 2 個、大便器 2 個、小便器 2 個程度、ベビーチェア 1 か所を設置すること。 ・ 女子トイレは、洗面器 2 個、大便器 3 個以上、ベビーチェア 1 か所を設置すること。 ・ 掃除用流しを、1 か所以上設置すること。 ・ 臭いが滞留せず、掃除しやすい工夫を行う等、利用者の快適性の向上に配慮すること。 ・ 附帯設備の有無がわかるサイン計画とすること。
他室等との関係		—
設備特記要件		・ 衛生器具については、自動水栓機能を有するものとする - こと。 ・ 呼出設備を設置すること。
什 器 備	本事業内	—

品など	本事業外 (別途発注)	—
No. 13		2階トイレ (男・女・多機能)
用途		来館者用のトイレ。
規模		提案による
設置階		2階
設置数		1か所
利用人員		— 人
諸室仕様		・ 男女別のトイレ及び多機能トイレを設置すること。 ・ 多機能トイレには、おむつ交換台、オストメイト、ベビーチェア、未就学児用衛生器具 (大便器 (暖房機能付き)、小便器、手洗い)、その他バリアフリー法に基づき必要な機器を設置すること。 ・ 男子トイレは、洗面器2個、大便器2個、小便器2個程度、ベビーチェア1カ所を設置すること。 ・ 女子トイレは、洗面器2個、大便器3個以上、ベビーチェア1カ所を設置すること。 ・ 掃除用流しを、1か所以上設置すること。 ・ 臭いが滞留せず、掃除しやすい工夫を行う等、利用者の快適性の向上に配慮すること。 ・ 附帯設備の有無がわかるサイン計画とすること。
他室等との関係		—
設備特記要件		・ 衛生器具については、自動水栓機能を有するものとする。 ・ 呼出設備を設置すること。
本事業内		—
本事業外 (別途発注)		—
No. 14		エレベーター
建 築 要 件	用途	来館者と職員、展示物、収蔵物の垂直移動。
	規模	提案による
	設置階	各階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ エレベーターは来館者と職員用、展示物、収蔵物運搬用を兼用可能とすること。 ・ エレベーターは展示物、収蔵物の運搬が可能なように、下記仕様程度とすること。 かごサイズ：間口3m、奥行3m 積載量：2,000kg 定員：30名 速度：45m/min 機械室レス 人荷用 ・ エレベーターは、車いす利用者やベビーカー等にも配慮した仕様とすること (福祉対応)。

		・エレベーターには、防犯カメラを設置すること。 ・エレベーターホールは、人の滞留を考慮したスペースを設置すること。 ・エレベーターは、展示物、収蔵物の運搬にも利用するため、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。
他室等との関係		・ No. 11 見学通路に近接して配置すること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	養生マット
	本事業外 (別途発注)	—
No. 15		階段
建築要件	用途	来館者と職員の垂直移動。
	規模	提案による
	設置階	各階
	設置数	提案による
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 子供や高齢者の昇降に配慮した踏面、蹴上の大きさとするこ と。 ・ 階段手摺は、二段手摺とすること。
他室等との関係		—
設備特記要件		ピクチャーレール
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 16		風除室
建築要件	用途	建物出入時に、室内への風の吹き込みを防止する。
	規模	提案による
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	—
他室等との関係		・ No. 1 展示室（導入展示）に近接して配置すること。
設備特記要件		防護柵
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 17		機械室
建築要件	用途	建築設備の機械を設置する。
	規模	提案による
	設置階	提案による
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 機械騒音が、他室に影響しないように配慮すること。

		・ 日常的なメンテナンスや、将来的な機械入れ替えが容易に行えるように配慮すること。
他室等との関係		・ 隣接する諸室に、騒音、振動の影響が及びにくいようにすること。 ・ 機器の一部を、屋外に設置することは差し支えない。 ・ 屋外に設置する各機器は耐候性、耐久性の配慮を行い、機器の長寿命化を図ること。
設備特記要件		・ 更新用スペースやメンテナンスを、考慮した配置とすること。
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 18		ボンベ庫
建築要件	用途	収蔵庫の特殊ガス消火設備室。
	規模	提案による
	設置階	提案による
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 日常的なメンテナンスやボンベの入れ替えが容易に行えるように配慮すること。
他室等との関係		—
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—

B：既存棟（改修）

B－1：展示エリア

No. 19		特別展示室
建築要件	用途	時期ごとに、多様な企画展示を行う。
	規模	140㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を、改修すること。 ・ 内装仕上材は、全て撤去、新設すること。 ・ 外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。 ・ 展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。 ・ 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。 ・ 室中央に移動間仕切りを設置し、企画内容に合わせて2室に

		分けて運用できるようにすること。 ・ 展示ケースの幅を確保できるように、移動間仕切閉鎖時に各室7.5m程度の幅を確保すること。
他室等との関係		・ No. 21エントランスに面して配置すること。 ・ No. 26事務室内の受付を通して、アクセスできる配置とすること。
設備特記要件		別紙工事区分表によること。
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	展示ケース
No. 20		物置
建築要件	用途	特別展示室の展示物等を保管する。
	規模	20㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を、改修すること。 ・ 奥行3m程度を、確保すること。
他室等との関係		・ No. 19特別展示室に近接して配置すること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 21		エントランス
建築要件	用途	博物館の来館者出入口。
	規模	提案による
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を、改修すること。 ・ 自然史博物館への来館を目的としない人についても、興味を持って入りたくなるような工夫をすること。 ・ 内装仕上材は、全て撤去、新設すること。 ・ 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。 ・ 来館者の円滑な移動が、可能な大きさを確保すること。 ・ 来館者の興味を引く展示物等が、設置できるスペースを確保すること。 ・ 新棟と渡り廊下で接続する箇所については、風除室を設置すること。 ・ 壁面にピックアップレールを設置すること。 ・ 既存授乳室への動線を確保することとし、困難な場合は授乳室の扉位置を変更するように改修すること。また、授乳室は粉ミルクを溶かし温めることができるよう、給排水、給湯用電源を設置すること。おむつ替え用のベッドもしくはおむつ

		交換台を設置すること。授乳室は、他者の視界を遮る個室スペースとし、誰でも気軽に使用できるよう改修を行うこと。
他室等との関係		—
設備特記要件		給排水設備、給湯用電源、ピクチャーレール
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	展示ケース
No. 22		風除室
用途		建物出入時に室内への風の吹き込みを防止する。
規模		提案による
設置階		1 階
設置数		1 か所
利用人員		— 人
諸室仕様		・ 既存棟図書室を改修すること。
他室等との関係		・ 渡り廊下前に配置すること。
設備特記要件		—
本事業内		—
本事業外 (別途発注)		—

B-2：調査研究エリア

No. 23		工作室
建 築 要 件	用途	はく製や岩石標本の製作等を行う。
	規模	50㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	6 人
	諸室仕様	・ 既存団体小会議室を改修すること。 ・ 床仕上げは撤去、新設すること。壁仕上げ、天井仕上げは、原則、既設のままとすること。 ・ 隣室や外部への防臭対策に配慮した建具仕様とすること。 ・ 外から出入りのできる建具に改修を行うこと。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光や視線を調整できるよう窓には、ブラインドを設置すること。
他室等との関係		・ No. 24講義室に隣接して配置すること。
設備特記要件		・ 隣室や外部への防臭対策に配慮した換気設備とすること。屋外の排気位置については、周辺家屋付近への影響がないよう、周辺環境に十分配慮し、計画すること。 ・ 流し台に給排水・給湯設備を設置すること。 ・ 水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。
什器備品など	本事業内	作業台（幅1.8m×1台）、流し台（幅1.2m×1台）、ブラインド

	本事業外 (別途発注)	作業机、椅子、冷蔵庫
--	----------------	------------

B－3：教育普及エリア

No. 24		講義室
建 築 要 件	用途	各種講座や研修等を行う。
	規模	100㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	60人
	諸室仕様	・ 既存団体小会議室を改修すること。 ・ 床仕上りは、撤去、新設すること。壁仕上り、天井仕上りは、原則、既設のままとすること。 ・ 遮音性のある間仕切とすること。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光や視線を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。
他室等との関係		・ No. 23工作室に隣接して配置すること。
設備特記要件		投影用スクリーン
什 器 備 品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 (別途発注)	机、椅子、移動式ホワイトボード
No. 25		学習コーナー
建 築 要 件	用途	来館者が自然史関連等の書籍を読むスペース。
	規模	50㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を改修すること。 ・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。
他室等との関係		・ No. 21エントランスに面して配置し、間仕切壁のないオープンなスペースとすること。
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	書棚、ピクチャーレール
	本事業外 (別途発注)	机、椅子

B－4：管理エリア

No. 26		事務室
建 築 要 件	用途	博物館の職員用事務スペース。来館者の受付を行う。
	規模	60㎡程度（受付含む）
	設置階	1 階

	設置数	1 か所
	利用人員	10人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を改修すること。 ・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。 ・ 床は0Aフロアとし、耐荷重は3000N以/m²上とすること。 ・ 事務室と併設して独立した受付を設置すること。 ・ 受付は来館者に分かりやすく、緊急時やトラブル発生時に速やかに対応できる位置に配置すること。 ・ 受付カウンターは、車いす利用者及び子供の利用等に配慮した計画とすること。 ・ 遮音性のある間仕切とすること。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光や視線を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。
他室等との関係		・ No. 21エントランスに面して配置すること。
設備特記要件		・ ミニキッチンに給排水、給湯設備を設置すること。 ・ 水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。
什 器 備 品など	本事業内	受付カウンター、ミニキッチン（幅1.2m）、ブラインド
	本事業外 （別途発注）	コピー機、机、椅子、収納棚、電話等
No. 27		会議室
建 築 要 件	用途	博物館の職員が打合せ等を行う。
	規模	50m ² 程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	15人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を改修すること。 ・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。 ・ 遮音性のある間仕切りとすること。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光や視線を調整できるよう、窓にはブラインドを設置すること。
他室等との関係		・ No. 26事務室に近接して配置すること。
設備特記要件		投影用スクリーン
什 器 備 品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 （別途発注）	机、椅子
No. 28		館長室
建 築 要 件	用途	博物館館長が滞在。応接等も行う。
	規模	20m ² 程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	6 人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を改修すること。

		・内装仕上材は全て撤去、新設すること。 ・遮音性のある間仕切とすること。 ・自然光を可能な限り確保すること。 ・自然光や視線を調整できるよう、窓にブラインドを設置すること。
他室等との関係		・No.26事務室に近接して配置すること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 (別途発注)	机、椅子、収納棚、ロッカー1人分
No. 29		更衣室
建 築 要 件	用途	博物館の職員が着替えを行う。
	規模	10㎡程度（男女計）
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	12人
	諸室仕様	・既存棟図書室を改修すること。 ・内装仕上材は全て撤去、新設すること。 ・男性6名、女性6名を収容できる職員用の更衣室を、男女別に設置すること。 ・出入口扉付近からの視線に配慮した計画とすること。
他室等との関係		・No.2事務室に隣接して配置し、事務室から直接アクセスする配置も可能とすること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	ロッカー男女各6人分

B-5：ライフパーク倉敷エリア

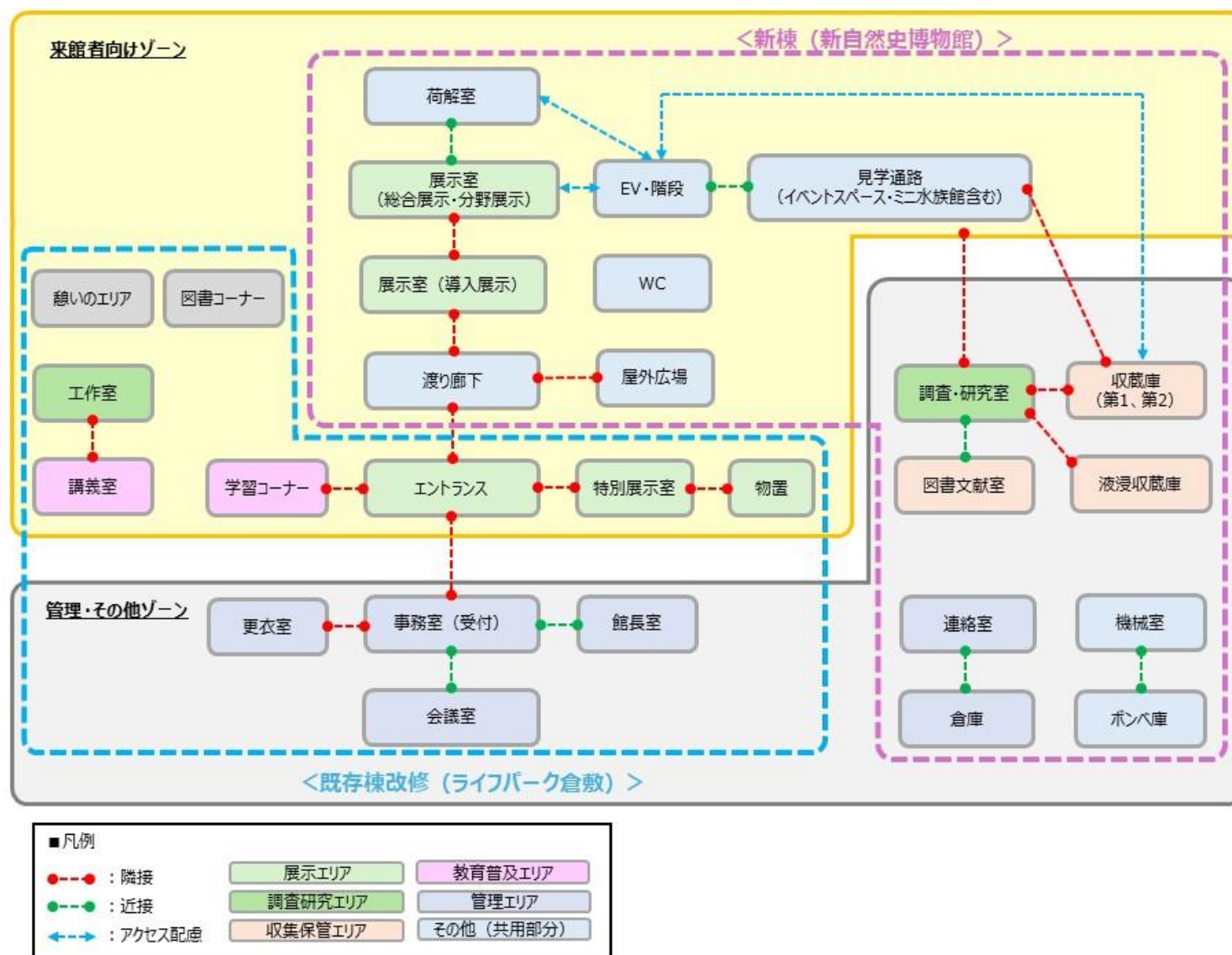
No. 30		図書コーナー
建 築 要 件	用途	来館者が書籍を読むスペース。
	規模	70㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所程度
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・既存アトリウムの一部を改修すること。 ・床仕上げは撤去、新設すること。壁仕上げ、天井仕上げは、原則、既設のままとすること。
他室等との関係		・間仕切壁のないオープンなスペースとすること。 ・貸出用のカウンターは、市民学習センター事務室前の受付カウンターを利用し、予約、貸出を行う。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	書棚、幼児スペース（小上がり）、貸出用のカウンター付近に、予約貸出用の本棚、及び予約、貸出オンライン用の配線を

		整備すること。
	本事業外 (別途発注)	机、椅子
No. 31		憩いのエリア
建 築 要 件	用途	ライフパーク倉敷全体で共有する団体客の待機、休憩スペース
	規模	190㎡程度
	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	80人
	諸室仕様	・ 既存軽トレーニング室（乳児コーナー含む）、シャワー更衣室を改修すること。 ・ 床仕上げは撤去、新設すること。壁仕上げ、天井仕上げは、原則、既設のままとすること。 ・ 床は廊下から段差のないフラットなレベルとすること。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光や視線を調整できるよう、窓にはブラインドを設置すること。
他室等との関係		—
設備特記要件		—
什 器 備 品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 (別途発注)	机、椅子、収納棚

※各諸室の関連性については「4. 機能関連図」を参照すること。

※備品の購入、設置は本事業の対象外だが、デザインや仕様に関し、市に助言を行うこと。

4. 機能関連図



別紙１－１　ルームデータシート

大区分	中区分	No.	主要諸室・スペース コーナー	共通			建築							機械設備					電気設備														
				設置階	規模	天井高	内部仕上					設計荷重 (床用)	備考	空調設備	換気設備	給排水設備	給湯設備	手洗い・ 流し	電灯設備		コンセント	展示設備用		監視 カメラ	TV	弱電空配管							
						(mm)	床高さ	床	巾木	壁	天井	廻縁							ベース照明	機能	一般 (掃除用等)	100Vコンセント				外線電話	内線電話	有線LAN	無線LAN	機械警備			
						(参考値)	(スラブ高さ)													調光/レゾ等	1φ100V	個数	想定容量(W/個)								要否	要否	要否
A：新棟（新自然史博物館）	A-1 展示エリア	1	展示室（導入展示）	1	410㎡程度	8,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板 +塗装	ビニル廻縁	5,900	天井にニタリクジラの標本を吊る予定のため、下地鉄骨を設けること。重さは約800kg程度の予定だが基本設計時に設置位置と重量について確認すること。	○	○	－	－	－	○ 調光調色	・ライトコントロール ・シーン再生	○	床コンセント10個		800W/個	○	－	－	－	－	－	○	○
		2	展示室（総合展示・分野展示）	1	750㎡程度	4,500	±0	ビニルシート	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板 +塗装	ビニル廻縁	5,900	－	○	○	－	－	－	○ 調光調色	・ライトコントロール ・シーン再生	○	・総合展示：床コンセント10個 ・分野展示：床コンセント10個		総合展示：800W/個 分野展示：800W/個	○	－	－	－	－	－	○	○
	A-2 収集保管エリア	3	第1収蔵庫	2	180㎡程度	3,000	±0	ビニルシート	ビニル巾木	断熱セラミック塗装	石膏ボード+断熱セラミック塗装	ビニル廻縁	7,800	収蔵棚	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	－	○	○	
		4	第2収蔵庫	2	60㎡程度	3,000	±0	ビニルシート	ビニル巾木	断熱セラミック塗装	石膏ボード+断熱セラミック塗装	ビニル廻縁	7,800	収蔵棚	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	－	－	－	－	－	
		5	液浸標本収蔵庫	2	20㎡程度	2,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	断熱セラミック塗装	石膏ボード+断熱セラミック塗装	ビニル廻縁	7,800	収蔵棚	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	－	－	－	－	－	
		6	図書文献室	2	50㎡程度	2,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	塗装	化粧石膏ボード	ビニル廻縁	7,800	書架	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	－	○	－	
	A-3 調査研究エリア	7	調査研究室	1	150㎡程度	3,000	±0	ビニルシート	ビニル巾木	塗装	岩綿吸音板	ビニル廻縁	3,500	作業台W=1800×2、流し台W=1200×2、ブラインド	○	○	○	○	○	○	－	○	－		－	－	○	－	○	○	○	○	○
	A-4 管理エリア	8	小会議室	提案による	40㎡程度	2,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板	ビニル巾木	2,900	ブラインド	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	○	○	○	○	○	
		9	倉庫	提案による	30㎡程度	2,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	塗装	化粧石膏ボード	ビニル廻縁	7,800	－	○	－	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	－	－	－	－	－	
	A-5 共用部	10	荷解室	1	30㎡程度	2,700	±0	塗床	床材立上げ	塗装	化粧石膏ボード	ビニル廻縁	5,900	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	－	○	○	
		11	見学通路（イベントスペース・ミニ水族館）	2	230㎡程度	3,000	±0	ビニルシート	ビニル巾木	ビニルクロス	化粧石膏ボード	ビニル廻縁	3500	流し台W=1200（ミニ水族館内）	○	○	○	－	○	○ ミニ水族館含む	・ライトコントロール ・シーン再生	○	－		－	○	－	－	－	－	○	○	
		12	1階トイレ（男・女・多機能）	1	提案による	2,700	±0	ビニルシート	床材立上げ	化粧ケイカル板	ケイカル板+塗装	ビニル廻縁	1,800	多機能トイレ：おむつ交換台、オストメイト、傘・杖掛け、チャイルドシート	－	○	○	－	○	○	人感センサ	○	－		－	－	－	－	－	－	－		
		13	2階トイレ（男・女・多機能）	2	提案による	2,700	±0	ビニルシート	床材立上げ	化粧ケイカル板	ケイカル板+塗装	ビニル廻縁	1,800	多機能トイレ：おむつ交換台、オストメイト、傘・杖掛け、チャイルドシート	－	○	○	－	○	○	人感センサ	○	－		－	－	－	－	－	－	－		
		14	エレベーター	各階	提案による	－	－	－	－	－	－	－	－	養生マット	－	－	－	－	－	－	－	－	－		－	○	－	－	－	－	－	－	
		15	階段	各階	提案による	－	－	ビニルシート	－	ビニルクロス	岩綿吸音板+塗装	ビニル廻縁	3500	ビクチャーレール	－	－	－	－	－	○ 段開光	ひとセンサ	○	－		－	－	－	－	－	－	－	－	
		16	風除室	1	提案による	3,000	±0	ビニルタイル	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板+塗装	ビニル廻縁	3,500	防護柵	－	－	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	－	○		
		17	機械室	提案による	提案による	－	±0	防塵塗装	床材立上げ	素地	－	－	4,900	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	○	－	－	○		
		18	ボンベ庫	提案による	提案による	－	±0	防塵塗装	床材立上げ	素地	－	－	4,900	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	－	－	－	－	－	
B：既存棟（ライフパーク倉敷改修）	B-1 展示エリア	19	特別展示室	1	140㎡程度	3,000	±0	ビニルシート	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板+塗装	ビニル廻縁	5,900	－	○	○	－	－	－	○ 調光調色	・ライトコントロール ・シーン再生	○	床コンセント10個		500W/個	○	－	－	－	－	－	○	○
		20	物置	1	20㎡程度	2,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	塗装	化粧石膏ボード	ビニル廻縁	5,900	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	－	－	－	○		
		21	エントランス	1	提案による	3,000	±0	ビニルタイル (デザイン貼)	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板	ビニル廻縁	3,500	ビクチャーレール	○	○	○	○	○	○	－	○	－		－	○	－	－	－	－	○	○	
		22	風除室	1	提案による	3,000	±0	ビニルタイル (デザイン貼)	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板	ビニル廻縁	3,500	防護柵	－	－	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	－	－	○	
	B-2 調査研究エリア	23	工作室	1	50㎡程度	2,600	±0	ビニルシート	ビニル巾木	塗装 (既存のまま)	岩綿吸音板 (既存のまま)	ビニル廻縁	3,500	作業台W=1800×1、流し台W=1200×1、ブラインド	○	○	○	○	○	○	－	○	－		－	○	－	－	○	○	○	○	
	B-3 教育普及エリア	24	講義室	1	100㎡程度	2,600	±0	ビニルシート	ビニル巾木	塗装 (既存のまま)	岩綿吸音板 (既存のまま)	ビニル廻縁 (既存のまま)	3,500	投影用スクリーン、ブラインド	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	○	○	○	
		25	学習コーナー	1	50㎡程度	3,000	±0	タイルカーベツト	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板	ビニル廻縁	3,500	書棚、ビクチャーレール	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	○	○	－	
	B-4 管理エリア	26	事務室	1	60㎡程度	2,700	100	OAフロア+ビニルタイル	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板	ビニル廻縁	2,900	ミニキッチンW=1200、受付カウンター、ブラインド	○	○	○	○	○	○	－	○	－		－	○	○	○	○	○	○	○	
		27	会議室	1	50㎡程度	2,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板	ビニル巾木	2,900	投影用スクリーン、ブラインド	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	○	－	○	○	○	○	
		28	館長室	1	20㎡程度	2,700	±0	ビニルシート	ビニル巾木	ビニルクロス	岩綿吸音板	ビニル巾木	2,900	ブラインド	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	○	－	○	○	○	○	
		29	更衣室	1	10㎡程度	2,700	±0	OAフロア+ビニルタイル	ビニル巾木	塗装	化粧石膏ボード	ビニル廻縁	2,900	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	－	－	－	－	－	○		
B-5 ライフパーク倉敷 エリア	30	図書コーナー	1	70㎡程度	7,200	±0	タイルカーベツト	ビニル巾木	石貼り (既存のまま)	岩綿吸音板 (既存のまま)	ビニル廻縁 (既存のまま)	3,500	書棚	○	○	－	－	－	○	－	－	－		－	○	－	－	－	－	○	－		
	31	憩いのエリア	1	190㎡程度	3,000	±0 (-200)	乾式二重床+ビニルタイル	ビニル巾木	塗装 (既存のまま)	スチール金網 (既存のまま)	ビニル廻縁	3,500	ブラインド	○	○	－	－	－	○	－	○	－		－	○	－	－	－	－	○	○		

別紙2 屋外空間等計画要領

1. 外構施設の整備

外構施設の整備内容は、次のとおりである。

■外構施設の整備	
共通事項	・ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・緑化については、倉敷市緑の基本計画及び倉敷市自然環境保全条例に基づき行うこと。 ・植樹の際は、維持管理が容易な樹種とし、市の敷地外への影響に配慮すること。 ・照明設備については、歩行者の安全を考慮し設置すること。 ・舗装の種類の選定にあたっては、アメニティ、景観等への配慮、排水負担の軽減等を考慮すること。 ・メンテナンスしやすく、ランニングコストに配慮した計画とすること。 ・本事業における外構施設整備に伴い既存水路及び橋梁の改修・修繕等が必要となる場合には、適宜再整備等を行うこと。 ・散水設備、雨水排水設備は外構施設にあわせて、整備すること。
動線計画	【共通】 ・歩車分離とし、歩行者の安全に配慮すること。 【一般車両動線】 ・既存建物北側出入口前のロータリーは、新棟の建設予定地となるため、ロータリーを東側メイン出入口前のスペースに移設すること。 ・東側メイン出入口前ロータリーは、既存棟下部に一般乗用車が寄り付けるようにすること。 ・一般車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。 【大型バス車両動線】 ・新棟北側に大型バス用ロータリーを設け、団体での来館者の乗降と大型バス用駐車場への車両の行き来が円滑に行えるように配慮すること。 ・大型バス車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。 【搬出入車両・メンテナンス車両動線】 ・北側サブ出入口までのアプローチは、歩行者の利用を主としつつ、搬出入車両やメンテナンス車両の通行が可能な設えとすること。 ・新棟や既存棟北側サブ出入口付近まで、搬出入車両やメンテナンス車両が寄り付ける動線を確保すること。 ・搬出入車両・メンテナンス車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。 【職員用車両動線】 ・職員用車両は、敷地西側の職員用駐車場への動線を確保すること。 ・職員用車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。

別紙2 屋外空間等計画要領

	【歩行者動線】 ・来館者用駐車場から既存棟東側メイン出入口前と、大型バス用駐車場から既存棟北側サブ出入口までの安全かつ円滑なアプローチ動線を確保し、視覚誘導ブロック設置やサインの設置を行うこと。 ・別紙1内の外部動線計画についても参照すること。 ・来館者用駐車場から既存棟東側メイン出入口前と、大型バス用駐車場から既存棟北側サブ出入口までの歩行者動線上において、メイン車路と歩行者動線が交差する箇所については、横断歩道、ハンプ等の措置により歩行者の安全対策を図ること。 ・駐車場内には適宜歩行者用通路を設けるなど、安全対策に配慮した計画とすること。 ・各駐車場内においては、降車後安全に既存棟出入口にアクセスできる歩行者動線の確保に配慮した計画とすること。 ・各駐車場、歩行者動線も考慮した照明計画とすること。
渡り廊下	・新棟と既存棟博物館エントランスを、つなぐ渡り廊下を設置する。 ・来館者の相互通行に支障のない廊下幅を確保すること。 ・渡り廊下両側には屋外広場を設け、来館者が屋外広場に自由に行き来できる設えとすること。 ・渡り廊下の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。 ・点滅方式は自動点灯及び時間点滅が可能な方式とすること。 ・中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。
駐車場	・車いす利用者や妊産婦等、歩行が困難な人が利用できる車椅子利用者用駐車施設を東側メイン出入口付近に4台以上設置すること。 ・バスを利用して来場する団体利用者の受け入れ態勢を拡充するため、北側大型バス駐車場を3台分以上拡張すること。 ・新設する車室について、区画線はダブルラインとすること。 ・車椅子利用者用駐車施設は、意匠性に配慮し、周辺景観に溶け込むものとする。 ・車椅子利用者用駐車施設から既存棟東側出入口まで雨天時も含め快適かつ安全に移動できるよう努める。 ・車止め、駐車場表示、案内板等を適宜設置すること。 ・駐車場、各施設への動線上には照明を設けること。 ・車椅子利用者用駐車施設の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。 ・新設する駐車場には照度基準に適合するように適切な外灯を設置すること。 ・外灯設置箇所には予備配管を見込むこと。 ・点滅方式は自動点灯及び時間点滅が可能な照明制御盤を設置すること。予備回路を見込むこと。 ・中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。 ・予備配管を見込むこと。 ・不要な配管配線、機器等は撤去すること。
駐輪場	・既存棟北側駐輪場の上屋、腰壁、コンクリート基礎等を対象として解体すること。 ・不要な配管配線、機器等は撤去すること。
屋外広場	・市民学習センター、埋蔵文化財センター、新自然史博物館を結ぶ館

別紙2 屋外空間等計画要領

	外敷地部分を団体客の待機スペース等として活用できるように整備すること。なお、屋外屋根等の建築物は必須としない。 ・新棟と既存棟博物館エントランスをつなぐ渡り廊下の両側は、意匠性に配慮したフェンス等を設置し、フェンスで囲われたスペースは博物館の屋外広場として芝生やゴムチップ舗装等にて整備すること。 ・渡り廊下両側の屋外広場には高梁川流域の石（2 m²×10 か所程度）を展示することとし、高梁川河原から石採取、加工、本敷地までの運搬、設置は本工事とする。設置位置については展示工事業者と協議すること。 ・誰もが過ごしやすいよう日除け、ベンチ等を設けること。 ・必要箇所に照明、電源盤を設置すること。 ・点滅方式は自動点灯及び時間点滅が可能な方式とすること。 ・中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。 ・予備配管を見込むこと。 ・不要な配管配線、機器等は撤去すること。
給排水衛生設備	・既設と接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。 ・地中管路には、適切な箇所にバルブや柵を設けることとし、蓋は周囲の意匠に配慮すること。また、車両通行部分は、耐荷重仕様とすること。
雨水貯留施設 （雨水流出抑制施設）	・倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例等に基づき、雨水流出抑制施設を設置すること。 ・雨水流出抑制施設の種類、位置、設置数、規模は提案によるが、メンテナンスしやすく、ランニングコストの低廉な施設とすること。 ・雨水貯留の算定範囲面積は、新棟建築面積と舗装新設・改修面積（緑地部分を透水性のない仕上げに変更した部分も含む）とする。
その他	・既存棟東側メイン出入口廻り、北側サブ出入口廻り、市民学習センター、埋蔵文化財センター、新自然史博物館を結ぶ館外敷地部分について、浮き等が見られる既存舗装材は適切に改修を行い、歩行者等の円滑な移動が可能にすること。



新自然史博物館・
ライフパーク倉敷整備

基 本 計 画

倉敷市教育委員会 ————— 令和6年12月

目 次

第1章 はじめに	1
1 事業計画と基本計画の位置づけ	1
2 これまでの検討経緯	2
(1) 庁内検討チームによる意見交換	2
(2) 自然史博物館に関する来館者アンケートによるご意見	2
(3) 倉敷市立自然史博物館協議会	2
第2章 ライフパーク倉敷整備について	3
1 ライフパーク倉敷の概要	3
(1) 経緯	3
(2) 立地・アクセス	3
(3) 現状の課題	4
2 施設整備の基本的な考え方	5
(1) めざす姿	5
(2) 整備方針と整備内容	6
第3章 新自然史博物館整備について	8
1 倉敷市立自然史博物館の概要	8
(1) 経緯	8
(2) 立地・アクセス	8
(3) 現状の課題	9
2 施設整備の基本的な考え方	10
(1) 前提（自然史博物館基本構想）	10
(2) 新自然史博物館のコンセプト	11
(3) 新自然史博物館のめざす姿	11
(4) 諸室機能及び面積想定	12
3 博物館活動の考え方	14
4 展示計画	15
5 施設計画及び配置計画	15
6 収集保管計画	15
(1) 収蔵庫の仕様について	15
(2) 収蔵面積について	15
7 教育普及・生涯学習支援活動の方針	16
第4章 今後の事業展開に向けて	17
1 概算事業費	17
2 事業スケジュール	17

第1章 はじめに



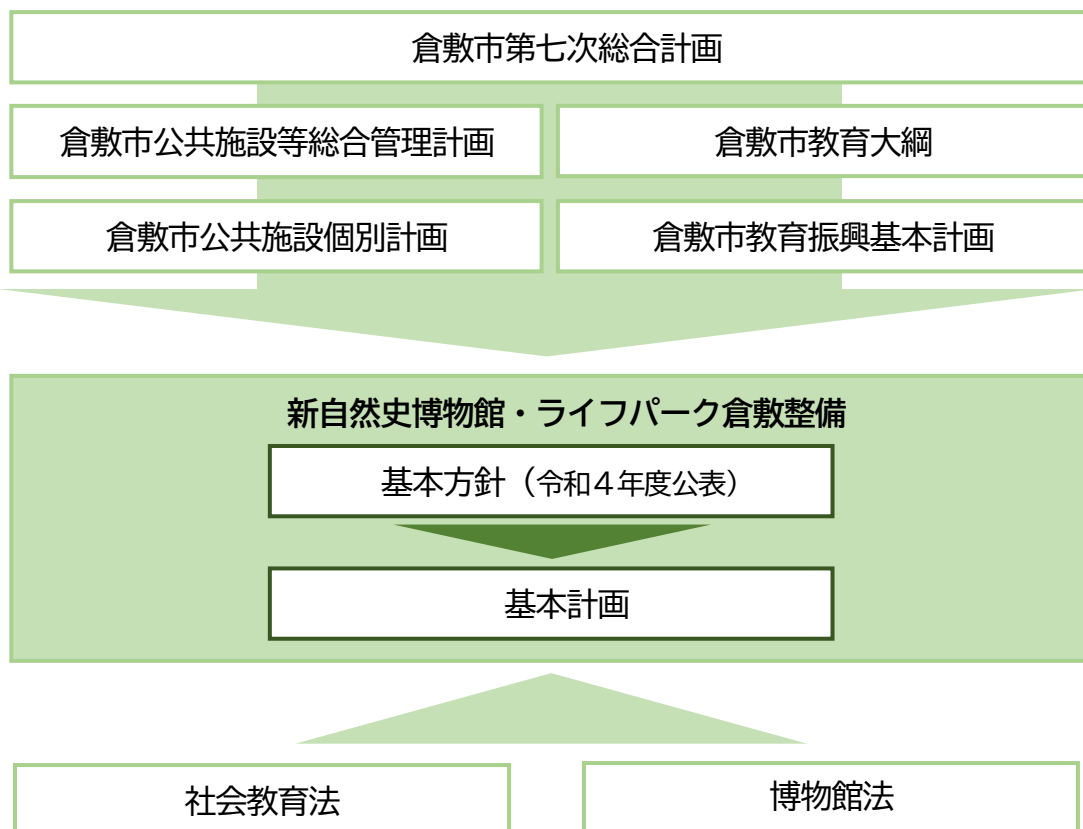
1 事業計画と基本計画の位置づけ

自然史博物館は、「倉敷市公共施設等総合管理計画」（平成28年6月策定、令和5年3月改訂）に基づき、令和4年3月に策定した「倉敷市公共施設個別計画」において、ライフパーク倉敷に移転し、ライフパーク倉敷と機能を複合化した整備を検討する方針としています。

この方針を受けて、令和4年度に新自然史博物館の整備及びライフパーク倉敷の改修について検討し、整備に関する基本方針を策定しました。

「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画（以下、「基本計画」という）」は、基本方針及び上位計画である「倉敷市第七次総合計画」、関連計画である「倉敷市教育大綱」「倉敷市教育振興基本計画」等を基に「社会教育法」や令和4年度に改正された「博物館法」も踏まえて、ライフパーク倉敷を含めた施設全体の計画として策定しています。

●基本計画に関連する上位計画及び関連計画と本事業の位置づけ



2 これまでの検討経緯

基本計画の策定については、学芸員をはじめとした自然史博物館職員による検討のほか、来館者アンケート等も実施し、現状の課題の整理を行い進めてきました。

(1) 庁内検討チームによる意見交換

令和4年6月に教育委員会4名、市長部局3名の主に若手職員から構成される自然史博物館検討チームを設置し、自然史博物館の現状と課題、そして今後の取組みについて、調査・協議を経て意見を集約しました。

ライフパーク倉敷についても同様の考えから、令和5年7月に教育委員会7名、市長部局1名からなる検討チームを編成し、調査・協議を経て意見を集約しました。

(2) 自然史博物館に関する来館者アンケートによるご意見

令和4年10月から令和5年4月にかけて、今後の自然史博物館について来館者アンケート調査を実施しました。アンケートでは、求める博物館像として「何度でも訪れたくなる」、「楽しみながら学べる」といった声や「深く学べる」、「知りたいに答えてくれる」などしっかり学べる博物館や敷居が高くない博物館を求める声など多様なご意見をいただきました。

●調査概要

- ・対象：特別企画展（「倉敷にクジラがやってきた！～海はつながっている～」）、折り紙昆虫展、常設展の見学を目的とする中学生以上の来館者
- ・実施期間：令和4年10月10日（月・祝）～12月3日（土）
令和5年 2月11日（土・祝）～ 4月9日（日）
- ・回答件数： 526件

(3) 倉敷市立自然史博物館協議会

令和5年7月に開催した教育関係者や学識経験者から構成される倉敷市立自然史博物館協議会においてライフパーク倉敷リニューアル及び新自然史博物館整備基本方針の報告を行い、委員から収蔵環境の整備や学校園との連携強化等についてご意見をいただきました。

第2章 ライフパーク倉敷整備について



1 ライフパーク倉敷の概要

(1) 経緯

ライフパーク倉敷は、新市(昭和42年に、旧倉敷市・児島市・玉島市が合併)発足20周年を記念し、総合的な社会教育施設として、平成5年4月24日に開館しました。敷地面積 53,117.32 m²、建築面積 9,656 m²、延床面積 14,339 m²の鉄筋コンクリート2階建、一部3階建となっています。



ライフパーク倉敷 東側出入口

開館当初は、講座等の開催や施設提供を通じ生涯学習を支援する「市民学習センター」、視聴覚教材の製作、貸出等を行う「視聴覚センター」、教員研修、不登校児童生徒の適応指導や教育相談等を行う「教育センター」、科学・宇宙に触れ、子どもたちの科学するところを育てる「科学センター」、市内の埋蔵文化財を適切に保護・保存することの大切さ、埋もれた歴史資料への関心を深める事業を行う「埋蔵文化財センター」の5センターからなる複合施設としてスタートしました。その後、視聴覚センターは、平成13年4月に、「情報学習センター」に、さらに、令和4年4月には、「教育ICT推進課」となり、現在は、1課4センターで運営しています。

開館20周年となった平成25年8月には、国の登録有形文化財である旧倉敷天文台スライディングルーフ観測室の寄贈を受けて敷地内へ移築、また、開館以来、人気を博しているプラネタリウムは、平成31年3月に、星数1億個の世界最高水準の美しさを誇るプラネタリウムにリニューアルを行いました。

毎年8月には、各センターが協力して「ライフパークの集い」を開催、延べ1万人を超える方々が参加するなど、市民に親しまれている施設です。

年間利用者数は、平成14年度の56万3千人をピークに、毎年約50万人程度で推移しており、開館29周年となった令和4年度末の延べ入館者数は1,365万人余に達しています。

(2) 立地・アクセス

JR山陽本線倉敷駅の南約9km、タクシーで約25分、瀬戸中央自動車道・水島ICから車で約15分の距離に位置し、南側は市内最大規模の公園面積(347,000 m²)を誇る水島緑地福田公園に隣接しており、駐車場については一般駐車場約400台、バス専用駐車場10台のほか、駐輪場約300台を備えています。

(3) 現状の課題

ライフパーク倉敷は、市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センターの社会教育施設と、教育センター、教育 ICT 推進課で構成されています。

そのうち、埋蔵文化財センターは、教育普及活動のための施設更新もなく、市民に向けた施設というよりも、作業や調査研究、収蔵の施設となっています。

科学センターは、土・日・祝日は県内外からの個人利用、平日は、県内外の学校等の遠足先としての団体利用が高くなっていますが、団体利用の場合、休憩や荷物置場とする会議室等が不足している状況です。

現状は、10台分のバス駐車場の他、北入口付近に2台分の臨時バス駐車場を設け、タイムスケジュールを作成し駐車バスの入れ替えなどを行い対応していますが、対応しきれないケースも生じています。

また、施設全体の導入エリアであるロビーは、来館者の「憩いの広場」、「ギャラリー・ホール」、「情報発信基地」など、多くの役割をもつアトリウムとして、二層吹き抜けの開放的な空間である一方、案内表示等が十分になく、目的地への動線がわかりにくいことが課題となっています。



埋蔵文化財センターの展示状況



科学センターの展示状況

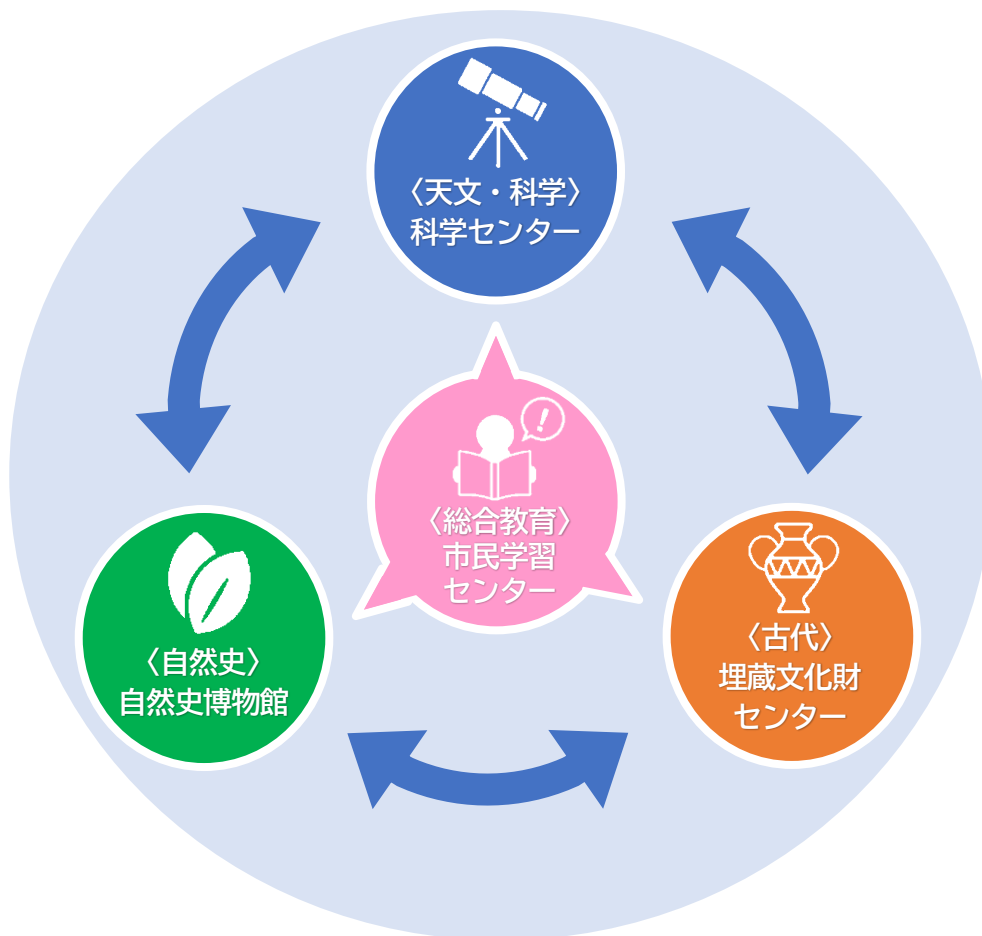
2 施設整備の基本的な考え方

(1) めざす姿

ライフパーク倉敷のめざす姿については、一体感の醸成や施設全体の回遊性の向上など現状の課題や生涯学習の拠点施設としての役割のほか来館者アンケートによるご意見等を踏まえ、基本方針を踏襲し次のように設定します。

市民学習センターを中心として
科学センター、埋蔵文化財センター、自然史博物館が、
それぞれの役割を果たしながら連携し一体となって
ライフパーク倉敷は、
あなたの「知りたい」に応える「**知の拠点**」をめざします。

知の拠点



(2) 整備方針と整備内容

施設整備にあたっては、現状の課題を踏まえ、ライフパーク倉敷の敷地全体を俯瞰し、ロータリーや駐車場、植栽の再配置を行い、既存の3施設（市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センター）と新自然史博物館を一体的に整備することで、一体感の醸成を図ります。

また、施設の有効活用の観点から既存のライフパーク倉敷について、新自然史博物館として利用できるものについては、可能な限り活用していきます。

具体的な整備内容は次のとおりです。

ア 市民学習センターの図書室（約486㎡）の一部を新自然史博物館のエントランス、受付、事務所、特別展示室として活用します。なお、自然史博物館として活用しない図書室部分は、図書コーナーとして自然史博物館部分と壁などで区切ることなく、引き続き、予約資料の貸出及び図書館資料の返却などを行い、誰でも気軽に本が閲覧できる場所とします。

イ 市民学習センターの団体連絡室兼団体交流室（約164㎡）は廃止し、新自然史博物館の工作室、講義室とします。

ウ 4施設（自然史博物館、市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センター）をスムーズに移動できるよう動線の確保、バリアフリー化や、サイン表示の見直しを行います。

エ 校外学習等の団体客が待機・休憩するスペース不足解消のため、市民学習センターの軽トレーニングルーム、シャワー室・更衣室（約253㎡）の用途を変更し、団体客が待機、休憩するライフパーク倉敷の共有スペースとします。

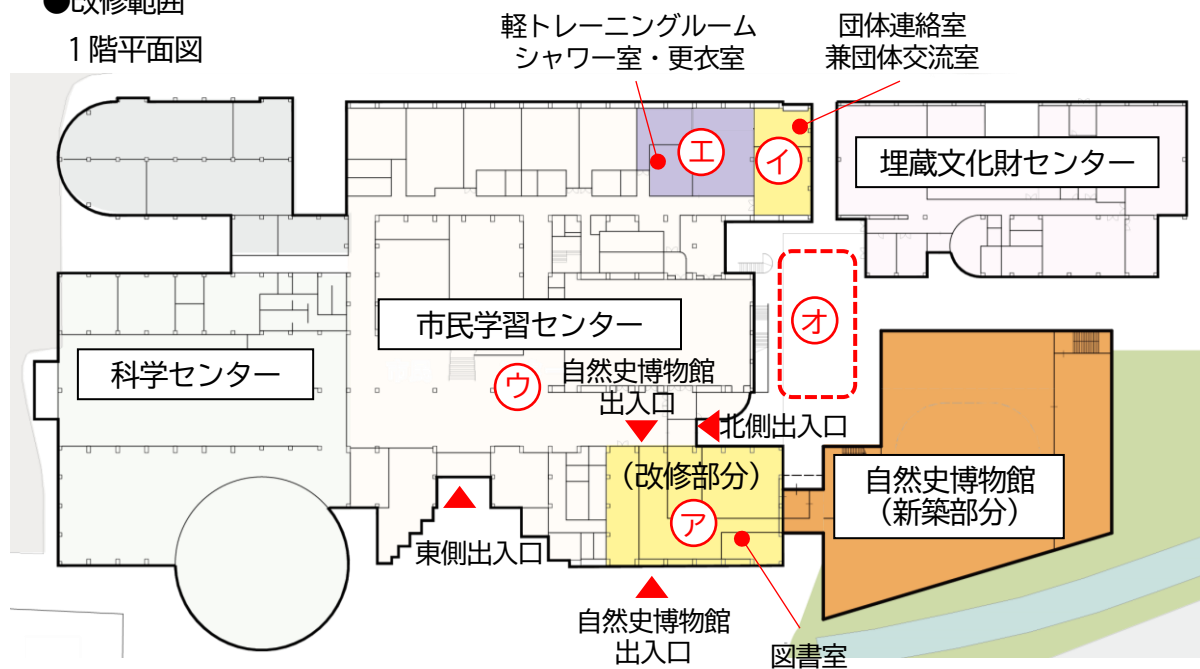
オ 市民学習センター、埋蔵文化財センター、新自然史博物館を結ぶ館外敷地部分を団体客の待機スペース等として活用します。

カ 既存のライフパーク倉敷北側出入口前ロータリーは、自然史博物館の建設予定地になるため、ロータリーを東側出入口前のスペースに移設します。

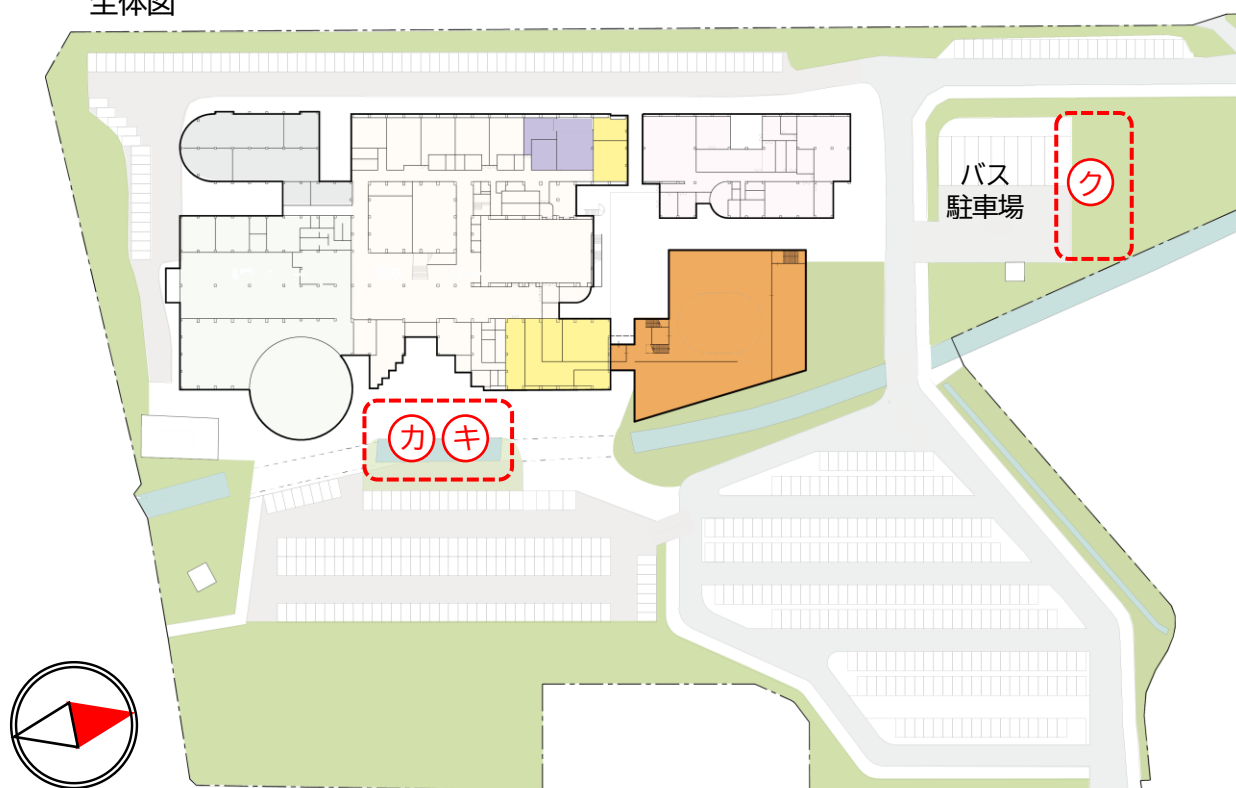
キ 車いす利用者や妊産婦等、歩行が困難な人が利用できるバリアフリー駐車場を東側出入口付近に4～5台程度設置します。

ク バスを利用して来場する団体利用者の受け入れ体制を拡充するため、北側大型バス駐車場を3台分程度拡張します。

●改修範囲
1階平面図



全体図



■：自然史博物館改修部分 ■：自然史博物館新築部分
■：ライフパーク倉敷改修部分

第3章 新自然史博物館整備について



1 倉敷市立自然史博物館の概要

(1) 経緯

倉敷市立自然史博物館は、自然史に関する科学について、資料の収集・保管や展示を行うとともに、その調査研究及び普及指導を行い、市民の教養文化の向上に寄与する施設として、旧水道局庁舎（3階建延床面積3,072.28㎡）を活用し、昭和58年11月3日に開館しました。



外観

その後、平成5年度には開館10周年を記念して、建物1階に動くナウマンゾウ母子（パオちゃん&ナウママ）を展示し、自然史博物館のエントランスとして整備しました。



館内の展示状況

また、平成14年度から17年度にかけて、展示の大幅更新を行い、展示の背景を高梁川流域から岡山県全域に拡大しました。

その後、収蔵品の増加に伴い平成22年度に自然史博物館の一部として大高仮収蔵庫191.00㎡を設置しています。

開館以来、収集保管事業、調査研究事業、展示事業、教育普及事業を4本の柱として、博物館を運営しており、年間の利用者数は4～5万人前後で推移しているほか、毎年11月に開催する自然史博物館まつりには、1万人前後の来館があります。また、令和3年度には収蔵資料が100万点を超えました。

(2) 立地・アクセス

JR山陽本線倉敷駅から南へ約800m、倉敷中央通りに面し美観地区の反対側のエリアに位置します。同じ区画内には倉敷市立美術館及び同中央図書館や、市の観光バス専用駐車場が隣接しています。

(3) 現状の課題

開館以来、博物館活動の源である資料の収集保管事業や、柱のひとつである調査研究事業については、着実に進展し今日に至っています。

一方で、もうひとつの柱である教育普及事業については、年月の経過とともに、博物館の利用者や事業の参加者に常連化、固定化が見られたこと、また、社会情勢やニーズの変化に十分に対応できなかったこと等により、展示や事業内容が、より専門的、より愛好家向けへとシフトし、その結果、「より広くより多くの市民のために」という側面が薄らいでいます。

また、進められてきた資料の収集保管事業や調査研究事業についても、情報発信は積極的とは言えず、市民にとって、「顔の见えない」「敷居の高い」「縁遠い」博物館となっています。

入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による半減期を除き、4万人から5万人超の間で安定しているものの、入館者の内訳を見ると、限られた愛好家等が複数回にわたり来館している状況もあり、来館者の固定化もみられます。

展示については、開館から約20年後の平成14年度から17年度にかけて大幅な更新を行った後は、17年を経た今日まで、更新ができていません。同じ展示内容が長期間続き、再来館者には新鮮味に欠けることも入館者数の横ばいにつながっています。

駐車場は、主に中央駐車場を利用されていますが、土日等には観光客により混雑することが多く、車での来館が困難となっていることもあり、多くの市民にとって博物館は日々の生活から離れた、距離感のある存在ともなっています。

展示や行事など、博物館の情報が市民に十分には伝わっておらず、博物館に興味や関心が低い市民や、市外・県外在住者などもターゲットと意識し、より多くの方々に、いかに情報を届けるか、そして来館にどうつなげるか、創意工夫が求められています。

特に、博物館活動の柱のひとつである、収集・保管・調査・研究については、「今どんな活動が行われているか」が伝わっておらず、単に収集保管するだけでなく、貴重で膨大な収蔵品や資料を、どのように見せていくか、また活用してもらうかを考える必要があります。

2 施設整備の基本的な考え方

(1) 前提（自然史博物館基本構想）

新自然史博物館整備の方針は、昭和57年10月19日に策定した「自然史博物館基本構想」をベースとしています。基本構想では、博物館は「倉敷とそれを取りまく地域の自然を探り、市民が自然を理解し、正しい自然観が得られるような場を提供すること」を目的として、次のような性格を持たせることとしています。

- 地域に根ざした博物館

岡山県南部の平野を形成し、文化を育てた母なる川、高梁川の流域と瀬戸内海の自然風土を自然史的に表し、市民が郷土の自然を愛し、自然に親しむ心が芽生える博物館

- 特徴のある博物館

数多くの資料を有する昆虫、植物については、特に掘り下げた表現によって、自然のしくみの神秘さ、すばらしさを紹介するユニークな博物館

- 開かれた博物館

市民と共に歩み、市民に支えられたみんなの博物館。すべての人が楽しく観覧し、気楽に対話のできる博物館

- 学問に裏づけられた博物館

単なる展示を排し、研究と学問に裏づけられた常に前進する博物館

また、展示については、テーマを「倉敷の自然とその背景」とし、次のような展示をめざすこととしています。

- 倉敷は、高梁川と瀬戸内海を背景に発展し、恵まれた自然につつまれている。

この自然のおいたちと今の姿を知り、ともに未来を考える展示をめざす。

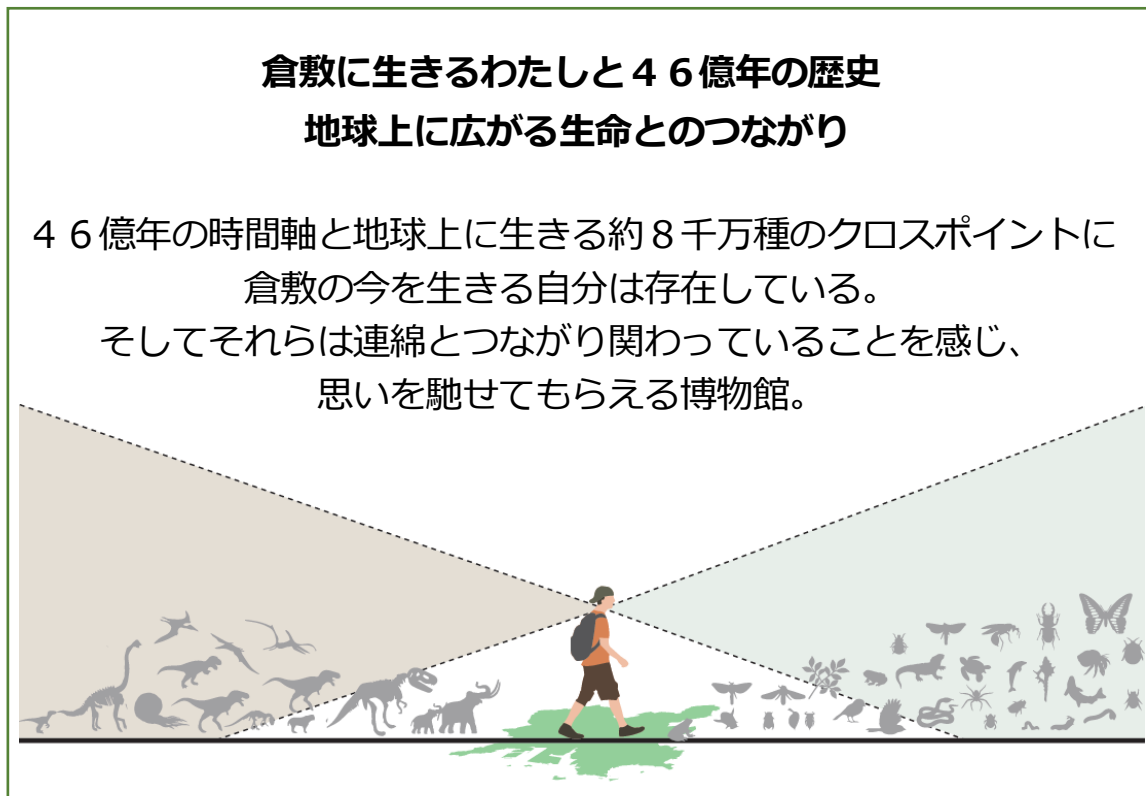
- 市民が自然を知り、自然を愛し、それを保護し、ともに生存していく心が

育まれるような展示をめざす。

(2) 新自然史博物館のコンセプト

市民にとっての「知の拠点」の一翼を担う新自然史博物館として、博物館での体験を通じて、倉敷に暮らす自分と自然史とのつながりを意識してもらうことをめざします。

このことから、今回整備する新自然史博物館のコンセプトを次のように掲げ、展示内容に反映していきます。



(3) 新自然史博物館のめざす姿

設立時の基本構想の考え方を軸に、基本方針において「めざす姿」として、「知」「学」「楽」のバランスがとれた博物館像を掲げました。

また、積極的な情報発信を図り「顔の見える博物館」を目指します。

新自然史博物館は「知の拠点」の一翼として
あなたに「**チカラ**」を届けます！！

チ「知」	教養・文化の向上をめざす施設へ
力「学」	調査・研究の深化をめざす施設へ
ラ「楽」	市民が集い憩うにぎわいの施設へ

(4) 諸室機能及び面積想定

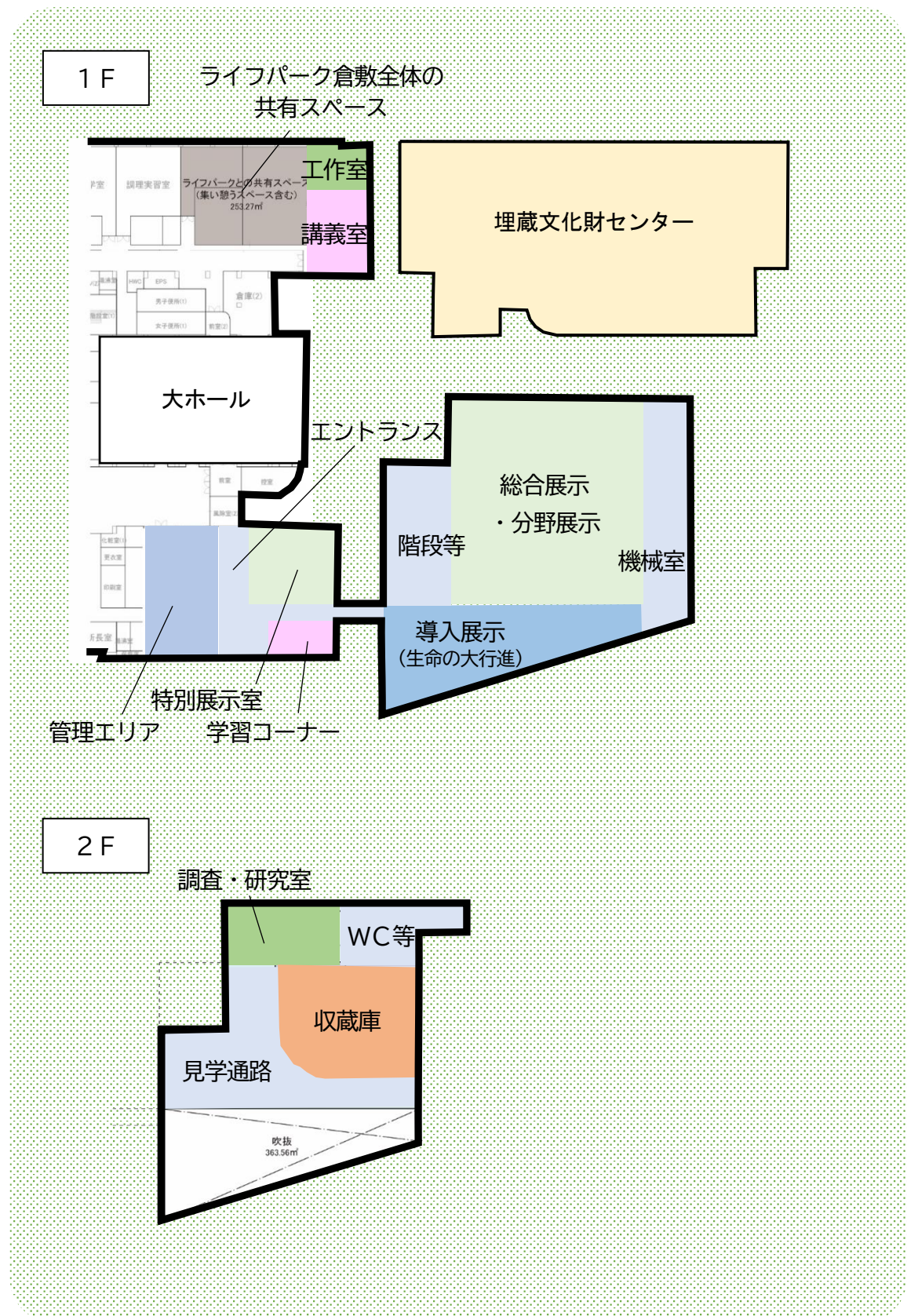
新自然史博物館に求められる諸室機能を以下に整理します。諸室機能は、主に①展示エリア、②調査研究エリア、③収集保管エリア、④教育普及エリア、⑤管理エリア、⑥憩いのエリア、⑦その他（共有部分）の7つの機能別エリアに分類します。

諸室の面積は、現自然史博物館の諸室面積も踏まえ、それぞれのエリアが持つ機能と整備内容を考慮し、新館（新築部分）及び市民学習センター（改修部分）にそれぞれ設定しました。

●諸室面積表

諸室	現博物館	基本計画			備考
		新館 (新築部分)	市民学習センター (改修部分)		
			図書室	団体連絡室	
①展示エリア エントランスや常設展示室（生命の大道、総合展示・分野展示）、特別展示室	970 m ²	790 m ² 364 m ²	118 m ² 140 m ²		総合展示・分野展示 導入展示（生命の大道） エントランス 特別展示室
②調査研究エリア 学芸員や市民研究者による資料の調査や研究のための部屋と展示物の作製を行う工作室等	184 m ²	142 m ²		68 m ²	工作室 調査・研究室
③収集保管エリア 大高収蔵庫（館外） 資料を保管するための収蔵庫	298 m ² 191 m ²	306 m ²			収蔵庫
④教育普及エリア 講座やワークショップで活用する講義室やエントランスに併設する学習コーナー	158 m ²		46 m ²	96 m ²	講義室 学習コーナー
⑤管理エリア 事務機能や受付機能を担うエリア	182 m ²		182 m ²		
⑥憩いのエリア ライフパーク倉敷全体で共有する休憩スペース			ライフパーク倉敷全体の共有スペース 253 m ²		
⑦その他（共用部分） 通路や階段、エレベーター、トイレなどの共用スペースと荷解き室や機械室など	1,280 m ²	871 m ²			通路、階段、E V トイレ、機械室
計	3,263 m ²	2,473 m ²	486 m ²	164 m ²	

●平面ゾーニング (案)



3 博物館活動の考え方

新自然史博物館では、「収集保管」活動や「調査研究」活動の成果である「展示」活動を軸に据えるとともに、展示を入口として展示室の外での「教育普及・生涯学習支援」活動を展開していきます。



各活動の方針は次のとおりです。

ア 収集保管活動

市民の共有財産として、倉敷の自然分野の資料や、関連する資料を収集します。また、資料を適切に管理し、利用者が閲覧できる環境を整えるとともに積極的な情報発信を行います。

イ 調査研究活動

継続的に調査研究を行い、新たな事実や価値を発見し、その結果を展示や教育普及・生涯学習支援活動に活かしていくほか、研究成果の共有や情報発信を行います。

ウ 展示活動

収集保管から調査研究まで行われた資料そのものや、資料に関する情報を常設展示するなどして、100万点以上ある資料をより多く見ていただける環境を整備します。また、同じ展示内容が長期間続かないために、一定の期間で展示内容を一部更新していくなど新鮮味のある展示を行います。

エ 教育普及・生涯学習支援活動

より広くより多くの市民に学びの機会を届けるため、新規来館者の開拓や事業の多様化を図るほか講座や団体見学の受け入れ、倉敷市立自然史博物館友の会の活動など、館内外の事業を拡充させていきます。また、展示と教育普及・生涯学習支援活動を密接につなぎ、館内から館外へのフィールドへ出かけたくなるようなきっかけを創出します。

4 展示計画

別紙「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画 展示計画（案）」参照。

5 施設計画及び配置計画

別紙「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画 展示計画（案）」参照。

6 収集保管計画

収集保管活動は倉敷市立自然史博物館協議会からの意見においてもその充実が求められており、適切な収蔵環境を整えることが必要です。その核となる収蔵庫は、新築部分に設置を想定します。また、寄贈品の増加等による資料の保管は、他の施設も併用しながら運用していきます。

新自然史博物館における収蔵庫は、あくまで「来館者に見てもらうため」、あるいはその準備（バックヤード）としての収蔵スペースと位置付けますが、所蔵資料の保管とともに、借用資料の一時保管にも対応するため、耐火性・耐震性・安全性を十分に有する設備とします。

（1）収蔵庫の仕様について

ア 来館者に向けた「見せる収蔵庫」として展示からの延長で室内が見えるようにします。

イ 自然史分野における収蔵資料の特性を踏まえ、収蔵庫棚の仕様設定と分類配置を行います。

ウ 耐火性及び耐震性を確保し、用途を考慮した消火設備を導入します。

エ 博物館 I P M ※（総合的病害虫管理）の考え方にに基づき、虫やカビ等生物被害の定期点検と徹底的な防除が行いやすい空間配置を検討します。

オ 荷解室及び前室とは同じ床高さで水平移動が可能な収蔵庫扉仕様を導入します。

カ 資料動線については、資料の安全管理上、調査・研究室との動線に十分に配慮し、利用者動線やメンテナンス動線と交わらない動線設計を行います。

（2）収蔵面積について

現自然史博物館の収蔵スペースと同等の約 300 m²を収蔵面積と設定します。

※ 博物館 I P M : (Integrated Pest Management)

被害が生じるレベル以下に病害虫を減少させ、薬剤に頼らず日常的な管理を徹底することで、博物館等における病害虫による被害を防除する活動

7 教育普及・生涯学習支援活動の方針

新自然史博物館では、生涯学習の拠点施設であるライフパーク倉敷への移転に伴い、教育普及・生涯学習支援活動のさらなる拡充も検討していきます。拡充していく方針としては、次のような活動方針のもと、具体的なプログラムの検討を進めていきます。

ア 既存のプログラムの継続

自然観察会や博物館講座など現在の自然史博物館で行われているプログラムを新博物館においても継続して実施します。

また、団体見学や出前講座など学校園との連携活動や、倉敷市立自然史博物館友の会等と連携した活動も継続して行っていきます。

イ 既存のプログラムの拡充と発展

館内での展示見学に加えて、ライフパーク倉敷周辺の山林等の自然環境を活かしたフィールドワークなど、館外で自然に触れる機会の拡充をめざします。

また、現自然史博物館の課題である近隣駐車場の不足については、ライフパーク倉敷へ移転することで解消することが考えられます。今後、車での自然史博物館への来館者が増えることも考慮し、市民に身近な博物館をめざすため、既存プログラムの規模や対象の拡充を検討します。

博物館に直接足を運びづらい学校等へは自然史や自然そのものと触れる出前講座や貸し出しできる標本展示セットなど博物館外でも自然史の魅力に触れることができるツールの製作・改良を検討していきます。

第4章 今後の事業展開に向けて



1 概算事業費

現時点（令和6年7月）で見込んでいる概算事業費は表のとおりですが、今後も見込まれる工事費や材料費などの動向を注視する必要があります。

項 目	金額（税込・億円）
新自然史博物館の建設・展示整備	28
既存ライフパーク倉敷改修	
外構整備	

2 事業スケジュール

令和6年度以降のスケジュール（案）は、次のとおりです。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施方針・要求 水準書等作成	事業者選定	設計・施工、展示製作・現場設置			供用開始

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画（案）

倉敷市教育委員会

倉敷市立自然史博物館

〒710-0046 倉敷市中央2丁目6-1

TEL：086-425-6037 FAX：086-425-6038

Email：musnat@city.kurashiki.okayama.jp





倉敷市立自然史博物館
REBORN

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画
展示計画

令和6年12月
倉敷市教育委員会

目次

第3章 新自然史博物館整備について

4 展示計画

- (1) 新自然史博物館のコンセプト 2
- (2) めざす姿と来館者の体験及び展示テーマ 3
- (3) 展示構成 4
- (4) 主な展示内容 5

5 施設計画及び配置計画

- (1) 新自然史博物館ゾーニング 9
- (2) 導入展示「生命の大行進」展示予定の資料一覧 10

リニューアル事業におけるロゴについて



今はもう絶滅してしまったナウマンゾウも、遠く大海原にくらすクジラも、足元の小さな虫や草花たちも、
どれもみな、地球の誕生以来脈々と続く生命のリレーの中に生きている。
このロゴマークは、地球を彩るそんな生きものたちの賑やかなつながりを表しています。
まだ知らない46億年で育まれた8千万種のふしぎに会える博物館へ。

4 展示計画

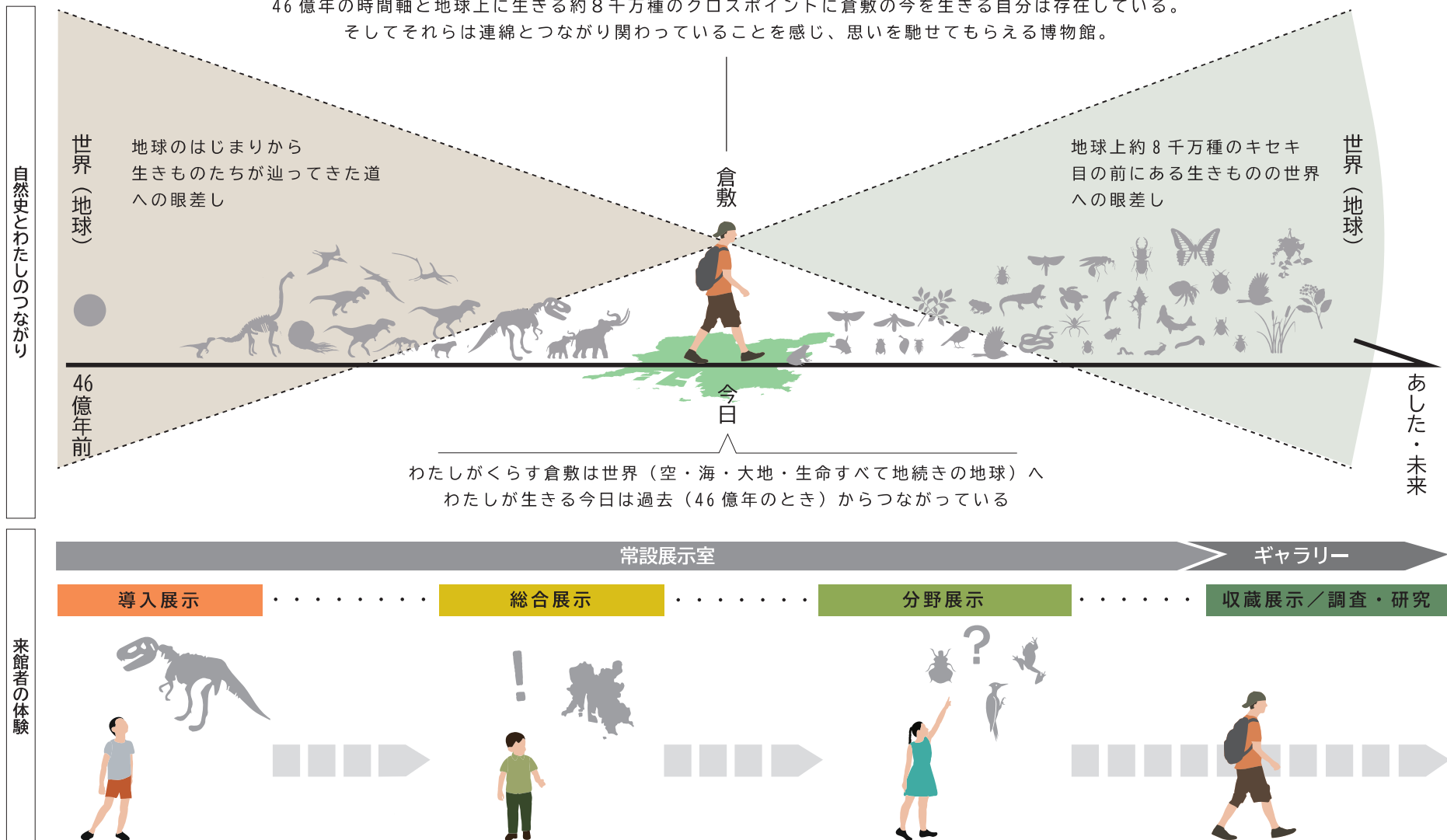
(1) 新自然史博物館のコンセプト

新自然史博物館では、倉敷にくらす自分と自然史とのつながりを意識してもらい、ともに未来を考える展示をめざします。

このことから、博物館のコンセプトを次のように掲げます。

倉敷に生きるわたしと46億年の歴史 地球上に広がる生命とのつながり

46億年の時間軸と地球上に生きる約8千万種のクロスポイントに倉敷の今を生きる自分は存在している。
そしてそれらは連綿とつながり関わっていることを感じ、思いを馳せてもらえる博物館。



4 展示計画

(2) めざす姿と来館者の体験及び展示テーマ

『「知」「学」「楽」のバランスがとれた博物館』とするため、「知りたい」に応える、「学び」を深める、気楽に「楽しむ」など、来館者の自然史に対する興味関心の度合いに応じた展示の入り口を提供。展示体験を通じて自然史に興味を持つところから、身近な倉敷の自然に目を向け、地球上の自然や生きものへ視野を広げていくように、探究心の向上へとつなげます。

新自然史博物館が「めざす姿」

来館者の体験

展示構成概要

知らず知らずのうちに高まっていく自然史への興味関心

調査・研究の深化をめざす施設へ

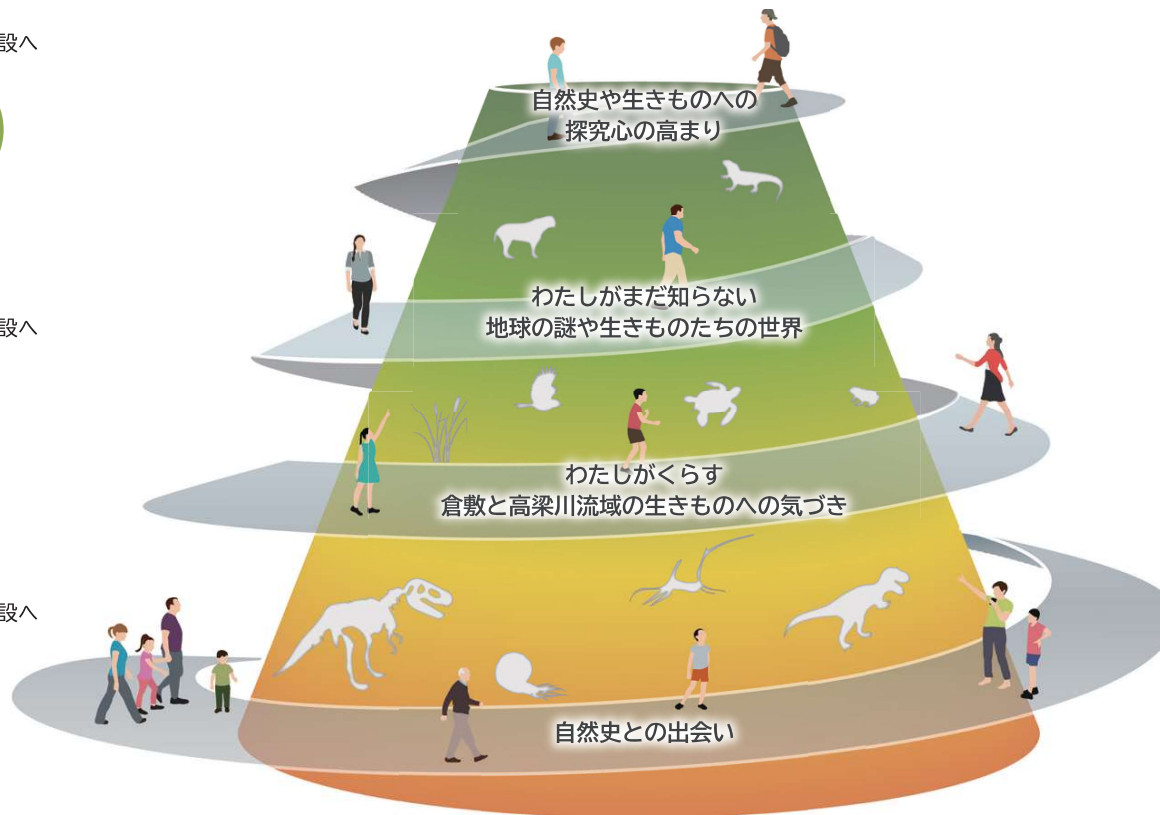
学

教養・文化の向上をめざす施設へ

知

市民が集い憩うにぎわいの施設へ

楽



ギャラリー

収蔵展示／調査・研究

4 博物館探検ギャラリー 博物館の活動と舞台裏

分野展示

3 大地と生きもののふしぎ 地球上に広がる約8千万種 地球の石ころと生きものたちの世界

常設展示室

総合展示

2 倉敷の自然 倉敷と高梁川流域の自然界

導入展示

1 100万点の博物館コレクション 生命の大作進 倉敷に生きるわたしと46億年の歴史 地球上に広がる生命とのつながり

展示テーマ

博物館まると 標本の森

100万点の収蔵資料を最大活用する、博物館がまると標本体感空間。標本の魅力を最大限引き出す展示演出や、本物の感動に出会う空間演出で何度でも来たい体験価値を創出。市民と収蔵資料の価値を広く共有し、自然史の魅力を伝えます。

展示の全体方針

- 1 圧巻のスケール感を体験できるダイナミックな展示や、膨大な群の展示で空間を構成。標本の世界に包まれる没入体験により、ここでしか味わえない体験価値を提供。
- 2 標本を1つの作品のようにさまざまな角度や高さから鑑賞でき、何度来ても毎回違った発見や気づきに出会える展示や空間演出。
- 3 膨大な収蔵資料を持つ博物館だからこそ実現できる企画性の高い展示。収蔵資料を新しい見方や多彩な切り口で編集し、来館者に様々なきっかけを用意することで自然史ファンの間口を広げる。
- 4 展示を見るだけでなく、自然史博物館の役割も知ってもらい、博物館活動の価値を実感できる参加体験プログラムを用意。
- 5 膨大な収蔵資料を可能な限り活かす、更新性の高い展示。何度も繰り返し訪れたい展示のしぐみを構築。

4 展示計画

(3) 展示構成

展示は4つの大項目で構成。導入展示・総合展示・分野展示・収蔵展示／調査・研究と、展示をめぐるにつれて次第に来館者の興味関心が高まると同時に、それに応えることのできる展示構成とします。

展示構成の骨組み

常設展示室

ギャラリー

導入展示

驚き、期待感
好奇心

46億年前から脈々と続いてきた
自然史との出会い

1 100万点の標本コレクション 生命の一大行進

①地球 46億年の歴史と 生命の進化

更新頻度：長期
更新頻度：中期

総合展示

興味、気づき
なるほど感

わたしがくらす倉敷と
高梁川流域の生きものへの気づき

2 倉敷の自然

①地形・地質と気候 ②倉敷の生きもの

更新頻度：長期
更新頻度：中期

分野展示

もっと見たい
もっと学びたい

わたしがまだ知らない地球の謎や
生きものの世界への興味の広がり

3 大地と生きもののふしぎ

- ①大地と化石 更新頻度：長期
- ②化石のふしぎ 更新頻度：中期
- ③生物超図鑑 更新頻度：長期
- ④植物のふしぎ 更新頻度：中期
- ⑤昆虫のふしぎ 更新頻度：中期
- ⑥動物のふしぎ 更新頻度：中期
(魚類、鳥類など)
- ⑦その他生きもののふしぎ 更新頻度：中期
(菌類、藻類など)
- 探究型ライブラリスペース 更新頻度：中期
- 生物多様性とわたしたち 更新頻度：中期
- 生きもの最前線 更新頻度：短期

収蔵展示／調査・研究

博物館っておもしろい
家族に話したい
また来たい

自然史博物館の役割の理解や
活動への共感

4 博物館探検ギャラリー

- ①収蔵展示
- ②調査・研究室
- ③自然史博物館の活動
(学芸員のしごと紹介、講座・観察会のPRなど)
- 市民参加型標本展示
- ワークショップ

展示更新の考え方

展示スペースは長期・中期・短期エリアに概ね3分割し、長期エリアは新設時の展示を継続、中期エリアは10年を目処に展示更新、短期エリアは学芸員を中心に館職員により年に2～4回の更新が可能な展示とする。

更新頻度：長期：自然史博物館のコアとなる、不変的な展示として新設時の展示を継続していく。

更新頻度：中期：10年を目処に展示内容の更新・リニューアル整備を実施する。

更新頻度：短期：学芸員を中心に館職員の手で、年に2～4回程度の更新ができる展示とする。

4 展示計画

(4) 主な展示内容

展示構成に基づき、4つの大項目ごとに展示コーナーを構築します。

1 100万点の標本コレクション 生命の一大行進

常設展示室

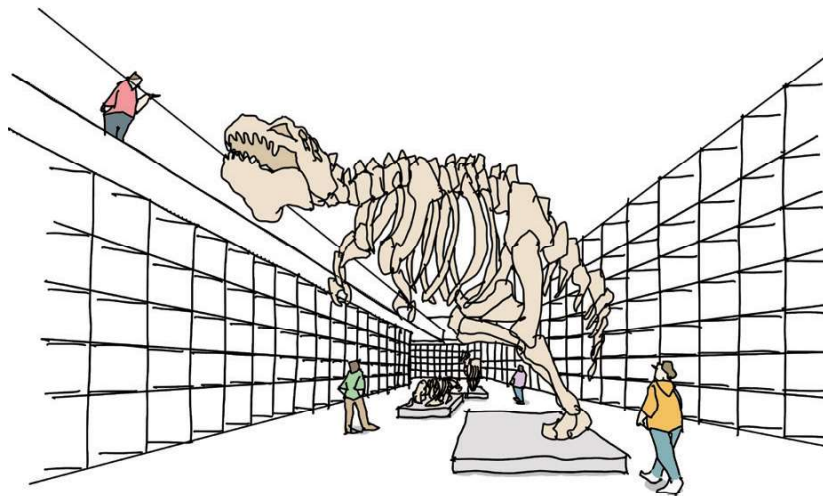
導入展示

<概要>

時間も空間も超えた膨大な生きもののタイムカプセル（標本）に囲まれる導入展示。
圧倒される大型標本の感動や、興味の赴くまま探索することで、新しい発見や出会いのある空間とします。

<ねらい>

- ・地球史46億年のダイナミズムを体感してもらいます。
- ・自然史に興味を持つきっかけをつくります。

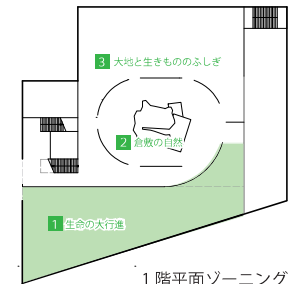


※様々なターゲットをカバーするコレクション展示の体験

- 来館者全体：たくさんの標本や大きな恐竜骨格標本に囲まれて驚き・ドキドキ・ワクワク感が味わえる。
- 自然史ビギナー（子どもも含め自然史にまだ興味を持っていない人）：
多彩な切り口で標本を楽しめ、生きものに対する新しい見方に出会える。自然史に興味が芽生える。
- 自然史愛好家：膨大な標本を前に比較したり深く観察したり、より自分の知識が深められる。

① 地球46億年の歴史と生命の進化 更新頻度：長期

地球の誕生から生きものの進化のストーリーを紹介する地球46億年のタイムライン展示。



1階平面ゾーニング

◆歴史・時間軸

ティラノサウルスやナウマンゾウ、ニタリクジラなど。
迫力的大型標本を目玉コンテンツに過去から現在まで生命の歴史をたどる大型コレクション展示と生命の起源に関係する標本を展示。

地球と生命の歩みの中で見られる自然史のおもしろさを 更新頻度：中期
多彩なテーマ（切り口）で展開するトピック展示。

◆姿やかたち

例 ・トゲトゲ
・ふわふわ
・キラキラ
・ぺったんこ など

◆進化

例 ・今の姿と祖先（化石）シリーズ
・絶滅シリーズ など

◆生態や環境

例 ・住まいシリーズ：北で生きる・南で生きる など

◆生きるための 技や能力

例 ・能力や技シリーズ など

2 倉敷の自然

常設展示室

総合展示

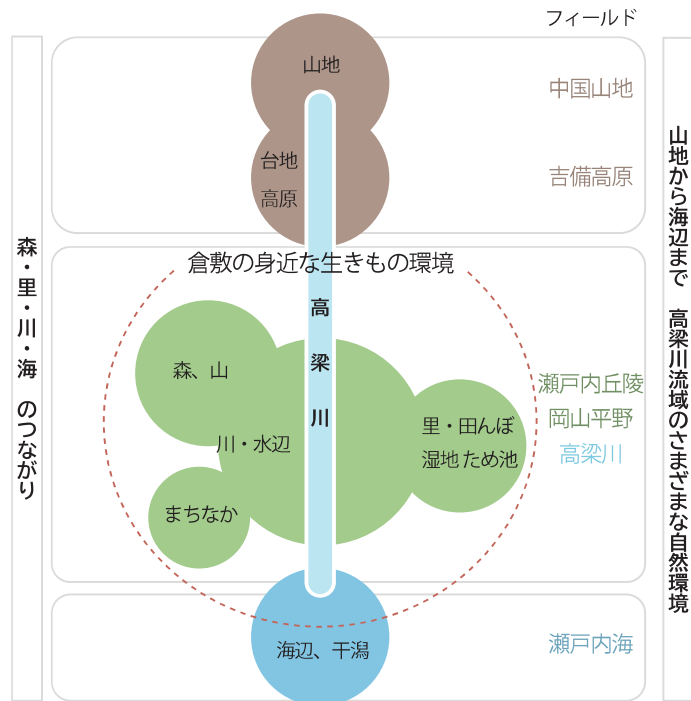
<概要>

倉敷と高梁川流域の自然や生きものの多様性を紹介する総合展示ゾーン。
生態系を凝縮したパノラマステージを中心に展開し、多彩な自然環境とそこにくらす生きものの多様性を紹介します。

<ねらい>

- ・身近にある自然や生きものを知ってもらいます。
- ・互いに関わりながら生きる生きものたちのつながりを感じてもらいます。

自然環境の概念



① 地形・地質と気候

更新頻度：長期

倉敷の地形や自然環境の成り立ちを概観する導入部。

◆地形・地質 ◆気候



② 倉敷の生きもの

更新頻度：中期

中国山地から瀬戸内海までの高梁川流域を中心とした多彩なフィールドとそこに息づく生きものたちを一望する生態系パノラマ。

- ◆中国山地
- ◆吉備高原
- ◆瀬戸内丘陵
- ◆岡山平野
- ◆高梁川
- ◆瀬戸内海

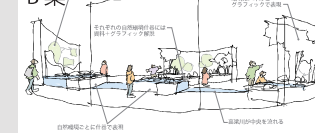
例 ・ 山地の生きもの

- ・ 石灰岩台地の生物相、高原の生きもの
- ・ 由加山・鶴形山・酒津八幡山などの身近な自然
- ・ 田んぼ・湿地・ため池・まちなかの生きもの
- ・ 川・水辺の生きもの
- ・ 海辺、干潟の生きもの

A 案



B 案



身近にいる生きもの同士のつながりに新しい発見があるトピックスの展開

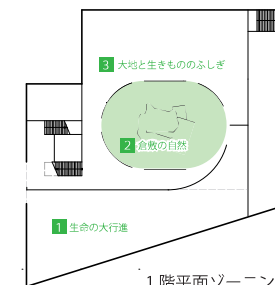
食べる食べられるをはじめとする生きものたちの関わり

- 例 ・ 昆虫と植物のつながり ・ 動物と植物のつながり
・ 動物同士のつながり ・ 植物同士のつながり
・ その他 土壌の中の生きもののつながり など

その他：子ども向けに身近な生きもの紹介

身近な生きものにまつわる些細なテーマからフィールドへの興味をつなげるクイズトピックス

- 例 ・ これ誰のもの？色々なセミの抜け殻あてクイズ など



1 階平面ゾーニング

3 大地と生きもののふしぎ

常設展示室

分野展示

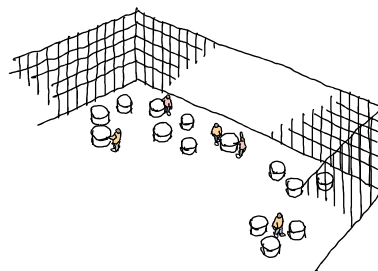
<概要>

分野ごとの魅力にフォーカスした分野展示ゾーン。

46 億年の地球や生命の記録が刻まれた大地の謎や、長い時間、命をつないできた生きものたちの世界を紹介。継続的な部分展示更新によって 100 万点の資料を最大限活用し、訪れるたびに自然史の新たな魅力と出会える展示とします。

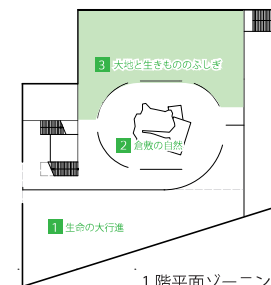
<ねらい>

- ・足元の大地の歴史や生物多様性を体感してもらいます。
- ・自然史に関する知識を自由に深掘してもらいます。



「大地」「生きもの（各分野）」の基本的な情報を壁面で紹介

「○○（各分野）のふしぎ」を体験的な展示で紹介



1 階平面ゾーニング

大地

46 億年の地球の大地を作り上げる岩石や鉱物のひみつや大地の成り立ちを紐解く。

ウォールでの群展開 更新頻度：長期

① 大地と化石

- ◆地史と化石
- ◆地質と岩石

生きもの

38 億年という長い時間に渡る生物界の進化によって出来上がった地球上 8 千万種の多様性。形や生きざまなど、1 つひとつが異なる生きものたちの進化のストーリーやふしぎさに出会う。

③ 生物超図鑑

- ◆生物界の分類展示

中央ゾーンでのテーマ別展開 更新頻度：中期

② 化石のふしぎ

- ◆化石とは？
- ◆化石ってどうやってできるのか

④

植物のふしぎ

基本的な構成

⑤

昆虫のふしぎ

⑥

動物のふしぎ (魚類、鳥類 など)

⑦

その他 生きもののふしぎ (菌類、藻類 など)

歴史と分類 / からだやしきみ、機能 / 色・かたちの多様性 / 生きざま など

● 探究型ライブラリスペース

自分で発掘や深掘りする、来館者の探究を促進するスペース。学芸員おすすめの自然史関連の書籍や手に取れる標本などを自由に閲覧できるスペース。探究のきっかけとなるコンテンツも用意する。

更新頻度：中期

● 生物多様性とわたしたち

身近なところから生物多様性を考え自分も含めた生きもののつながりについて考えるきっかけを提供する。

更新頻度：中期

● 生きもの最前線（更新性のあるトピック展示）

新たに見つけた話題の虫や、季節に見られるフィールドの植物、学芸員の最新研究など、最前線のトピックを発信する。

更新頻度：短期

4 博物館探検ギャラリー

ギャラリー

収蔵展示／調査・研究

<概要>

膨大な収蔵資料や標本作製の作業の様子など、博物館の舞台裏をのぞくことができる収蔵展示／調査・研究。小学生を対象としたギャラリーツアーや愛好家向けの専門的なワークショップ開催、未就学児から自然史を楽しむきっかけとなる体験コーナーなど様々な企画を実施し、博物館と市民を結ぶ役割を担うゾーンとして位置付けます。

<ねらい>

- ・博物館活動への理解と共感を促します。
- ・博物館活動に積極的に参加したくなる気持ちを引き出します。

① 収蔵展示

博物館活動の蓄積を感じることができる見える収蔵庫

- ◆収蔵庫ってどんなところ
- ◆標本の役割
- ◆標本データベース

② 調査・研究室

標本作製の舞台裏を窓から見学できる標本作業室

- ◆調査・研究室って何をするとところ
- ◆現場展示

③ 倉敷市立自然史博物館の活動

博物館のミッションや意義を発信する展示コーナー

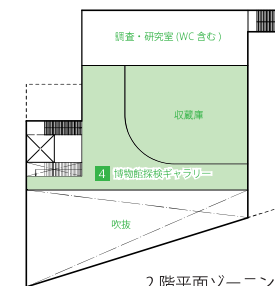
- ◆博物館の役割と活動
- ◆学芸員の紹介
- ◆学芸員の1日のしごと

● 市民参加型標本展示

ワークショップなどで制作した自分だけのオリジナル標本を展示するコーナー

● 手づくり教室

木の実や枝などの自然素材を使っておみやげをつくることのできるものづくり体験コーナー



2 階平面ゾーニング



見える収蔵庫（参考写真：おしかホエールランド）



標本の役割発信（参考写真：兵庫県立人と自然の博物館）



標本作業室
（参考写真：兵庫県立人と自然の博物館）



オープンラボの紹介パネル
（参考写真：長崎市恐竜博物館）



学芸員紹介パネル（参考写真：北海道博物館）



学芸員によるコレクションの見方解説
（参考写真：兵庫県立人と自然の博物館）

5 施設計画および配置計画

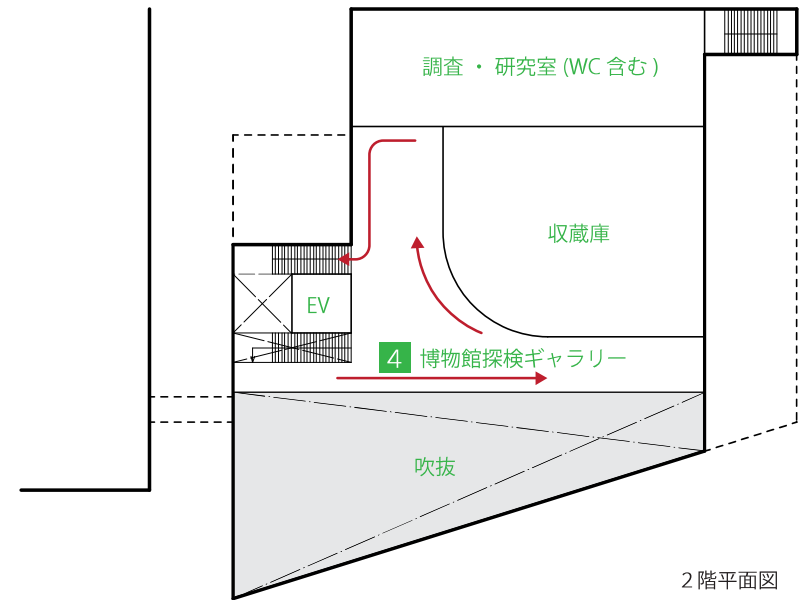
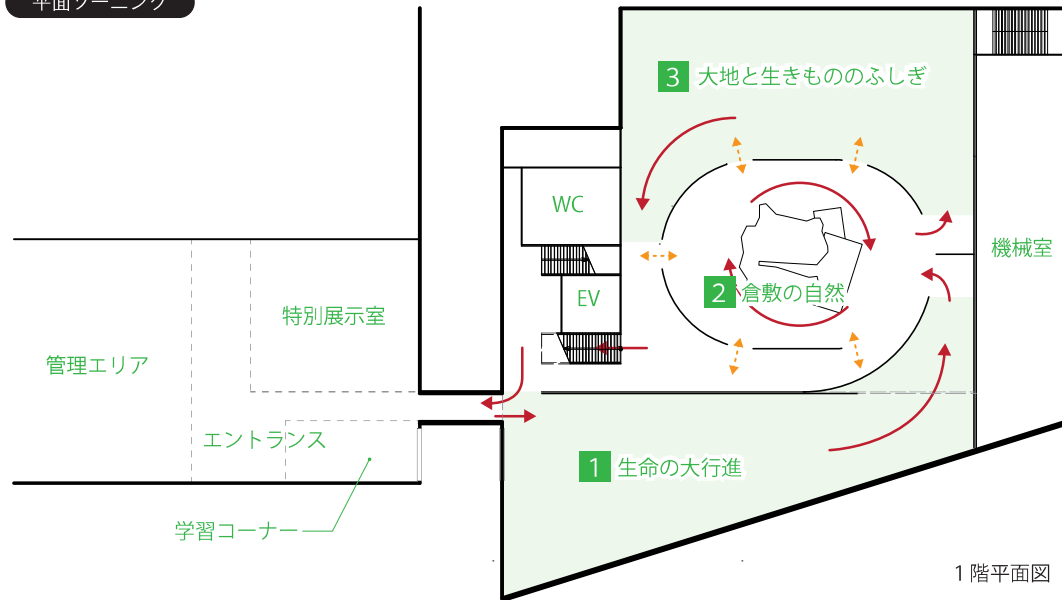
(1) 新自然史博物館ゾーニング（案）

前節のコンセプト・展示構成・展示内容をふまえた自然史博物館のゾーニング（案）は次のとおりです。

来館者の興味関心の度合いに応じて、奥へ奥へと進みながら探究していくような平面構成とします。

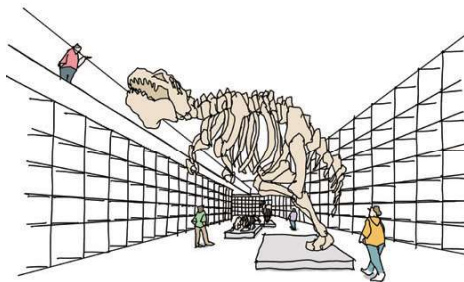
施設プラン（案）

平面ゾーニング

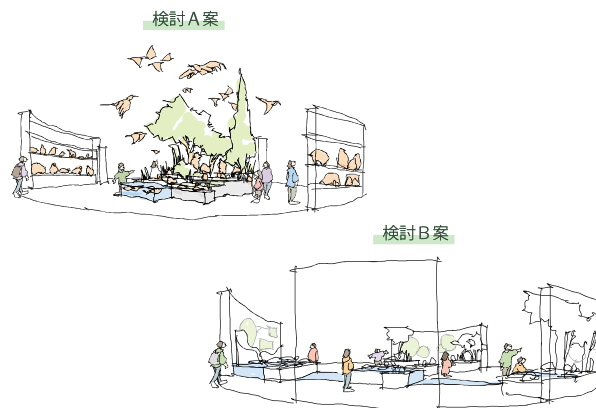


各ゾーン展示イメージ

1 生命の大道



2 倉敷の自然



3 大地と生きもののふしぎ



4 博物館探検ギャラリー



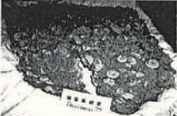
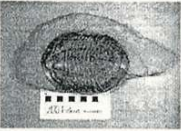
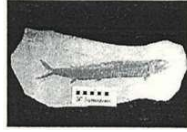
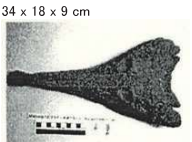
5 施設計画および配置計画

(2) 導入展示「生命の太行進」展示予定の資料一覧

A1 ...11

①大型-1 ティラノサウルス化石 全身骨格レプリカ L=11500 W=1800 H=4600	②大型-4 プテラドン化石 全身骨格レプリカ L=1700 W=1100 H=1000	③大型-6 ディアトリマ(ガストルニス)化石 全身骨格レプリカ L150 x W80 x H200 cm	④大型-7 トリケラトプス化石頭骨レプリカ L=130 W=160 H=190 cm	※ 林原コレクション以外 ...14	現生 ニタリクジラ全身骨格 1200×250×200 cm 以上	※ 現生 ホッキョクグマ 170×220×185 cm	現生 トラ 200×40×75 cm	現生 ケヅメリクガメ 85×57×40 cm
				※ ナウマンゾウ化石骨格レプリカ 500×150×260 cm	現生 スナメリ骨格 130×40×30 cm	現生 ヒグマ 120×80×160 cm	現生 アオウミガメ 120×80×40 cm	現生 マタマタ 53×37×18 cm
⑤7-6 岩石標本 L=470 W=470 H=10	⑥9-1 両生類化石レプリカ L=1000 W=1250 H=400	⑦11-2 両生類化石レプリカ L=900 W=1700 H=400	⑧28-2 霊長類化石 全身組上骨格レプリカ 体長約76cm	※ 埋没林 90×190×160 cm	※ 現生 イノシシ骨格 110×30×65 cm	現生 オオカミ 155×40×120 cm	現生 タイマイ 70×60×30 cm	現生 イリエワニ 160×40×40 cm
				⑨34-7 肉食動物化石レプリカ L=500 W=1400 H=800	⑩34-8 肉食動物化石レプリカ L=500 W=1900 H=1000	⑪42-4 板皮類化石頭骨レプリカ L=1400 W=930 H=1020		
								

A2 ...33

1)大型-5 大型アンモナイト化石レプリカ L200 W45 H180 cm	2)3-7 腕足類化石数種 90 x 150 x 2 cm(重量標本)	3)6-8 植物化石 37 x 39 x 2 cm	4)7-3 走鳥類の卵化石 23 x 23 x 30 cm	5)7-4 アンモナイト化石 40 x 60 x 10 cm	6)8-5 オウムガイ化石 11 x 5 x 75 cm	7)8-6 三葉虫化石 35 x 41 x 5 cm	8)8-8 三葉虫 違い跡化石 78 x 62 x 5 cm	9)9-2 始祖鳥化石レプリカ 61 x 49 x 1 cm
								
10)9-5 植物化石 32 x 23 x 6 cm	11)10-6 カブトガニ化石 106 x 46 x 2 cm	12)11-3 肉鱗類 備考欄参照	13)11-5 ジュゴン全身骨格 210 x 65 x 80 cm	14)11-6 肉鱗類シーラカンス L=33.5 W=14 体長28cm	15)11-7 カバ全身骨格 60 x 300 x 120 cm	16)14-2 三葉虫化石 55 x 28 cm (化石30 x 21cm)12"	17)27-3 条鰭類 39 x 101cm 体長83cm 40kg	18)27-4 条鰭類 80 x 82 体長48cm 35kg
								
19)27-5 イカ化石 120 x 61 cm (1枚) 体長100cm	20)28-8 無顎類 (重量標本100KG程度) 97 x 75 x 38 cm	21)30-4 ウマの仲間の化石レプリカ 50 x 120 x 25 cm	22)35-8 魚竜(ウツサウルス)化石レプリカ 50 x 80 x 6 cm	23)40-5 ニホンジカ全身骨格 75 x 165 x 141 cm	24)40-6 チンパンジー全身骨格 51 x 77 x 90 cm	25)40-7 ゴマフアザラシ全身骨格 105 x 45 x 25 cm	26)40-8 ニルガイ全身骨格 145 x 45 x 136 cm	27)41-1 エステメノスクス レプリカ 65 x 30 x 53 cm
								
28)41-2 イノストランケバ レプリカ 72 x 39 x 19 cm	29)41-3 プラティオボサウルス 頭骨レプリカ 34 x 18 x 9 cm	30)41-4 アスピエラ レプリカ 14 x 11 x 3 cm	31)41-5 プテリジウム レプリカ 26 x 16 x 4 cm	32)41-6 翼竜ソルデス化石 レプリカ 24 x 24 x 2 cm	33)41-7 始祖鳥化石レプリカ 42 x 52 x 3 cm			
								

別紙—5

工事区分表

■工事区分表の考え方

項目		本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考
概要		市が「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業」発注図書で定めた仕様（標準仕様）の工事	市が別途発注する展示設計・施工で、本工事の仕様（標準仕様）に付加する工事	本工事（建築設計・施工）・別途工事（展示設計・施工）に含まない工事	
仕様設定		市	市	市	
共通	費用負担区分	市	市	市	
	財産区分	市	市	市	
	設計区分	本工事設計者	別途工事設計者	市	
	施工区分	本工事施工者	別途工事施工者	市が別途発注する業者	
	維持管理	市	市	市	

■対象範囲

・既存棟：特別展示室、新棟：展示室（導入展示・総合展示・分野展示）、第1収蔵庫

※上記対象範囲外において本工事、別途工事の区分が必要なものについては都度協議を行うものとする。

項目		区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考
		建築	電気	機械				
建築	床	○			コンクリート直均し 床仕上げ	※	—	※展示内容によって調整
	壁、柱型	○			LGS＋石膏ボード素地 壁、柱型仕上げ	※	—	※グラフィックの有無により 要調整（グラフィック有の 場合はボード素地渡し等調 整）
	天井	○			LGS＋石膏ボード捨貼り 天井仕上げ	※	—	※展示内容によって調整 天井吊りの展示物がある場合 は、本工事にて荷重等を調整 して必要な下地等を設置する
	建具	○			各種扉、窓	—	—	
	サイン	○			法令サイン 一般誘導サイン 施設総合サイン	展示サイン	—	表示内容等について建築・展 示にて調整する
	展示造作				—	展示ケース 展示什器	—	
	収蔵用什器備品				—	※大まかなボリューム調査、 配架計画	収蔵箱、調湿材等の備品	
	一般什器備品				—	—	受付什器、学習コーナー机・椅 子、ベンチ、パンフレットラッ ク、案内サイネージ等	
	映像音響設備	○			機器設置用下地	プロジェクター、スピーカー等	—	支持材等が必要な場合は、本 工事にて荷重等を調整して設 置する
	映像音響コンテ ンツ制作				—	コンテンツ	—	
	演示具製作				—	実物資料展示・演示	—	※資料の設置は市による
	現有品（展示 品・書籍・什 器・備品）移 転、廃棄				—	※	・現有品調査 ・移転 ・廃棄	

項目		区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考
		建築	電気	機械				
電気	電灯・コンセント		○		・新棟1階 EPS に展示設備用として電力量計付区分開閉器盤（350AT：最大 67kVA＝想定照明 33kVA＋コンセント 34kVA）、展示用コンセント盤、展示用照明幹線接続端子を設置 ・新棟2階 EPS に第1収蔵庫展示設備用として電力量計付区分開閉器盤（30AT：最大 6kVA＝想定照明 2kVA＋コンセント 4kVA）、展示用コンセント盤、展示用照明幹線接続端子を設置 ・既存棟特別展示室に展示用として電力量計付区分開閉器盤（50AT：最大 10kVA＝想定照明 4kVA＋コンセント 6kVA）、展示用コンセント盤、展示用照明幹線接続端子を設置 ・基準電灯系電気容量≒57VA/m² ・受変電設備～各区分開閉器主幹迄の幹線、各区分開閉器盤～各展示用コンセント盤までの幹線布設 ・展示工事電灯設備の計量配線及び警報計測盤ポイント登録 ・ベース照明、誘導灯、非常照明の設置 ・展示用コンセントの設置 ・新棟1階 EPS 展示用コンセント盤～導入・総合・分野展示の各コンセントへの給電 ・既存棟特別展示室展示用コンセント盤～特別展示への各コンセントへの給電 ・掃除用コンセントの設置	・電力量計付区分開閉器以降の展示設備盤（電灯系：照明回路・調光調色点滅回路）の設置 ・電力量計付区分開閉器以降展示設備の照明幹線工事・電灯設備工事・調光調色点滅工事 ・展示照明設備一式（調光調色点滅・ライトコントロール・シーン再生・照明器具・取付具・吊具・配管配線・配線器具類・防火区画処理等、災害用耐震等） ・展示ケース内照明 ・展示照明シューティング ・展示機器試運転調整等一式		※電源はすべて商用電源（GAC 電源なし）
	動力		○		・新棟1階 EPS に展示設備用として電力量計付区分開閉器盤（100AT：最大総和 15kW75A まで）を設置 ・新棟2階 EPS に第1収蔵庫展示設備用として電力量計付区分開閉器盤（30AT：最大総和 2.2kW15A まで）を設置 ・既存棟特別展示室に展示用として電力量計付区分開閉器盤（50AT：最大総和 4.5kW30A まで）を設置 ・受変電設備～各区分開閉器主幹迄の幹線布設	・電力量計付区分開閉器以降の展示動力盤の設置 ・電力量計付区分開閉器以降展示設備の動力幹線工事、動力工事 ・展示動力設備一式（展示動力機器・取付具・吊具・配管配線・配線器具類・防火区画処理等、災害用耐震等） ・展示ケース内動力 ・展示動力試運転調整等一式		※電源はすべて商用電源（GAC 電源なし）

					・展示工事動力設備の計量配線及び電力監視ポイント登録			
	通信		○		・既存棟二重天井から自然史博物館二重天井までの空配管設置（電話、情報通信のみ）	※	—	※展示の据付等に起因する通信工事一切は展示工事
	展示放送		○		・導入展示、総合展示、分野展示、特別展示エリアへの防災設備にかかわるローカル放送電源カットリレーの設置	・展示放送設備一式(機器・器具類・取付具・吊具・配管配線・アウレット・防火区画処理等、災害用耐震等)	—	
	機械警備		○		・機械警備設備は本工事対象外 ・空配管のみ本工事対象	※	—	※展示の機械警備等に起因する機械警備一切は展示工事
	監視カメラ		○		・建物側の監視カメラ工事	—	—	※本工事として、建物全体の監視カメラを設置する。

項目		見積区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考
		建築	電気	機械				
空調	空調設備			○	○	—	—	※展示内容によっては、ゾーニングや吹出し口等の調整を行うこと
	換気設備			○	○	—	—	※展示内容によっては、ゾーニングや吹出し口等の調整を行うこと
衛生	給水設備			○	○	—	—	
	給湯設備			○	○	—	—	

	排水設備			○	○	—	—	
--	------	--	--	---	---	---	---	--

項目		見積区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考
		建築	電気	機械				
防災・その他	検針 （電気・給水）		○	○	各メーター及び中央監視、電力監視設備への配線ポイント登録	—	—	
	各種防災設備 （自動火災報知設備・防排煙連動制御・非常照明・誘導灯・非常放送設備等）	○	○	○	法的必要設備	—	—	
	給気ダンパー 排煙口連動装置			○	法的必要設備（提案による）	—	—	※展示内容によっては、吹出し口等の調整を行うこと
	排煙設備			○	法的必要設備（提案による）	—	—	※展示内容によっては、吹出し口等の調整を行うこと
	消火設備			○	法的必要設備（提案による） 特殊ガス消火設備（収蔵庫）	—	—	
	消火器	○	○	○	法的必要設備	—	—	